学童保育の実態と課題

2018 年版 実態調査のまとめ

2021 年5月

全国学童保育連絡協議会

はじめに

全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は、学童保育の現状と課題を明らかにするために、 実施状況調査をはじめとするさまざまな調査活動に取り組んでいます。毎年行っている実施状況調 査のほか、5年ごとに市町村と個別学童保育を対象として詳細な実態調査も行っています。

この詳細な実態調査は、国の「子ども・子育て支援新制度」の施行4年目を迎え、2020年には市町村の「子ども・子育て支援事業計画」の見直しの年度が近づいてきた2018年度に、現状と課題を把握し、抜本的な解決をめざして広く発信するために取り組んだものです。

調査結果を見ると、学童保育は「子ども・子育て支援法」で市町村事業に位置づけられたにもかかわらず、実施状況や実態を十分に把握していない市町村も少なからずありました。

指導員については、調査対象を週20時間以上勤務する指導員に限定したにもかかわらず、約半数の指導員は年収150万円未満、年収200万円未満の指導員が約6割でした。経験年数5年未満の指導員が約半数、1か所の学童保育ですべての指導員が経験年数3年以上の職場は約3割です。2012年調査と比較すると、経験年数は延びているようにも読み取れますが、昇給制度、退職金制度、各種手当などの待遇は依然として改善されていないどころか悪化している状況も見られます。

厚生労働省は、学童保育が法制化された 1997 年にはじめて学童保育数や入所児童数等の調査を行いました(それ以前は補助金対象の学童保育のみ把握)。その後、2007 年には「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、2008 年度からガイドラインにそった項目の調査をはじめ、2015 年度以降は「放課後児童クラブ運営指針」にそった項目で調査を行っています。

全国連協は、厚生労働省がこれらの調査する以前から実態調査を実施してきました。この詳細な 実態調査の結果は、国の子育て支援策を議論する会議の資料などにも活用されるなど、学童保育の 改善に寄与してきました。また、全国連協の社会的な信頼を高め、要望等の根拠を示すものでもあ ります。

国は、2014年4月に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)を公布し、これにもとづいて市町村(特別区も含む。以下同じ)が最低基準となる条例を定め、2015年4月施行と同時に、「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。また、国は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しています。

児童福祉法と「省令基準」で、「放課後児童支援員」という指導員の資格と、有資格者を学童保育(支援の単位)ごとに2名以上配置するという配置基準が「従うべき基準」として定められました。また、継続的に働くことで学童保育の役割を果たせるよう、指導員の処遇を改善するための国の補助金も新たに設けられました。しかし、処遇改善は十分には進まず、全国的に指導員不足が課題となっています。この状況で、「地方分権改革」の議論のなかから、指導員不足の解消策を、「従うべき基準」の緩和に求めようとする動きが生まれました。2017年12月、「従うべき基準」として定められた指導員の資格と配置基準を、「参酌化」する方向で検討することが閣議決定されます。全国連協はこれに断固して反対し、地域の学童保育連絡協議会と共に請願署名等に取り組みました。しかし2019年、児童福祉法の改悪が成立し、指導員の資格と配置基準を「参酌基準」とする省令が、2020年4月より施行されています。これにより、今後、学童保育施策の市町村格差がさらに拡大することが心配されています。

「省令基準」が定められる以前、学童保育で働く指導員の資格や配置は各自治体任せになっていたため、学童保育の実施状況は地域によって大きな格差がありました。「省令基準」策定後も、いまなお、その状況は続いています。

「従うべき基準」の参酌化に伴い、自治体の考え方次第で、子どもたちと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員をまったく配置しないこと、ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちを見ることも起こり得ます。

2020年2月、「新型コロナウイルス感染症」拡大防止のための学校「臨時休業」中も、学童保育は、国から「原則開所」の要請を受けました。しかし、「省令基準」に示された、施設の広さ(児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上)、子ども集団の規模(おおむね40人以下)をはじめとする、施設・設備が基準を満たしていないこと、保育体制が十分でないことなど、これまで課題だったことがあらためて顕在化しました。

学童保育では、「3密」などの感染リスクを避けられないことから、保護者による利用の自粛があったり、「緊急事態宣言」発令後は市町村による「利用自粛のお願い」なども行われました。現在も、全国各地の学童保育では、感染症の収束が見えないことによる不安と緊張のなか、指導員と保護者がともに感染症対策を図り、できるだけ「日常の安心」を感じられるよう心がけながら、日々の保育を行っています。

この間、子どもたちが学童保育を自らの生活のよりどころとしていることがうかがえたり、学童保育が社会の機能を維持するための事業であることの認識が社会的に広まった状況が見られたものの、学童保育の制度の脆弱性もあらためて明らかになりました。

児童福祉法第7条に「児童福祉施設」と位置づけられ、最低基準を持つ保育所については、「市町村の保育実施義務」(児童福祉法第24条)が定められています。しかし、学童保育は児童福祉法第6条に「事業」として位置づけられており、市町村の責務は「利用の促進の努力義務」(児童福祉法第21条)にとどまっています。

今般、学校においては少人数学級について検討されています。子どもたちが生活をともにする学 童保育でも、広さや人数規模の基準は最低限守らなければいけないものと考えます。

学童保育の整備は社会的に大きな課題であり、量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが 求められます。それには国や市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ること、そして指 導員の資質の向上が欠かせません。

すべての地域に子どもたちが安心して安全に毎日の生活をおくれる学童保育が整備されるために、質的な面でも問題・課題を多く抱えている学童保育の実態が抜本的に改善されることに、今回の実態調査が役立つことを願っています。学童保育に関わるすべての皆様に、この調査報告のご活用をお願い申し上げます。

2021年5月

全国学童保育連絡協議会

はじめに

第1部 調査結果の概要

- 1 調査の対象・方法 (5)
- 2 1741 市町村を対象とする悉皆調査の結果から (6)

第2部 実態調査の結果

- I 学童保育に関する条例・「放課後子ども総合プラン」
 - 1 学童保育に関する条例 (12)
 - 2 「放課後子ども総合プラン」の策定 (13)
- Ⅱ 対象となる子どもについて
 - 3 入所要件 (15)
 - 4 定員 (16)
 - 5 待機児童 (18)
 - 6 障害のある子どもの受け入れ (19)
- Ⅲ 開設日・開設時間
 - 7 開設日 (21)
 - 8 開設時間 (25)
- Ⅳ 施設・設備
 - 9 施設の基準 (28)
 - 10 設備 (30)
- Ⅴ 指導員
 - 11 配置基準と勤務時間 (34)
 - 12 経験年数と資格・研修 (37)
 - 13 待遇 (42)
- VI 保護者負担・おやつ
 - 14 保護者負担 (47)
 - 15 おやつ (50)
- Ⅶ 安全対策・児童の保険
 - 16 学童保育の安全対策 (52)
- Ⅲ 父母会・保護者会
 - 17 父母会・保護者会 (56)
- 区 評価と今後の検討事項
 - 18 自己評価 (58)
 - 19 学童保育にかかわる検討事項 (58)
- 〇 自治体向けの調査用紙(1620自治体に依頼) (59)
- 個別調査の調査用紙 (無作為抽出した 4259 か所の学童保育に依頼) (67) *全国学童保育連絡協議会の紹介

第1部 調査結果の概要

1 調査の対象・方法

全国学童保育連絡協議会は、学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っているのとあわせて、定期的に詳細な実態調査を行っています。このたび、6年ぶりに「学童保育の詳細な実態調査」(2018年5月1日現在)を実施しました。

- 1 調査の目的
- (1) 学童保育の実態(施策・運営・施設・児童・指導員など)をできるかぎりくわしく把握する。
- (2) 学童保育の現状と課題を把握し、今後の改善の課題を明らかにする。
- 2 調査の対象
- (1) 自治体に対する調査(市町村調査)

すべての市町村(2018年5月1日現在、1,741市区町村)にアンケートを行い、2018年5月1日現在の学童保育数を尋ね、学童保育が1か所以上あると答えたすべての市町村(1,620市町村)の学童保育の担当課に、調査票への記入を依頼した。

(2) 個別学童保育に対する調査(個別調査)

無作為抽出により 455 市町村を選び、そのなかの 4,259 支援の単位を対象に、担当課を通じて個別学童保育への調査を直接依頼した。同時に、調査を補完する意味で学童保育連絡協議会のある自治体に対しては連絡協議会を通じて同じ調査を個別学童保育に依頼した。

- 3 調査方法
- (1) 調査の方法 …… 質問紙 (調査用紙) の郵送による調査
- (2) 実施期間 … 1) 調査依頼日(発送日)
 - ・自治体に対する調査 2018 年 6 月 14 日
 - ・個別学童保育に対する調査 2018 年 6 月 14 日
 - 2) 回収期間 2018年6月21日~2019年3月9日
- (3) 名称 …… 1) 自治体に対する調査

「学童保育(放課後児童クラブ)詳細な実態調査(市町村調査)」

2) 個別学童保育に対する調査

「学童保育(放課後児童クラブ)詳細な実態調査(個別調査)」

- (4) 調査対象日 …… 2018年5月1日時点での実施状況
- (5) 調查者 …… 全国学童保育連絡協議会
- 4 回収結果
- (1) 自治体に対する調査
 - 1) 対象 …… 1,620 自治体 (2018年5月1現在で学童保育がある自治体)
 - 2) 回収結果 … 合計回収数 1,129 自治体(回収率 69.7%)
- (2) 個別学童保育に対する調査
 - 1) 対象 … 455 自治体 4,259 か所 (47 都道府県)
 - 2) 回収結果 … 合計回収数 1,839 支援の単位(回収率 43.2%)
- 5 調査結果を見るうえでの注意点
- ・百分率(%)の計算は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示している。したがって、 四捨五入の影響で、%を足しあわせても100%にならない場合がある。
- •本文、表、グラフは、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

2 1741 市町村を対象とする悉皆調査の結果から

- ◆調査の方法
- ① 調査基準日と対象…2018年5月1日、全国すべての市町村(特別区を含む。以下同じ)、 1,741市町村を対象とする悉皆調査
- ② 調査項目…調査票は●ページ参照
- ③ 実施時期…依頼日は2018年4月20日。回収期間は、2018年4月23日~2018年9月21日

調査結果1 2018年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

- 学童保育の「支援の単位」数は、3万 1265、か所数は2万3315か所
- 〇 学童保育の入所児童数は、121万 1522人

*前年比6万3204人增

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方		
2012年	20,846		846,967人	入所児童数は約2万7000人増(注2)		
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2000人増(注3)		
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5000人増。「放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受 入児童数を5年間で30万人増やす目標		
2015年	_	25,541	1,017,429人	新制度施行。入所児童数は8万3000人増。 (注4)		
2016年	_	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9000人増(注5)		
2017年	_	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1000人増		
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は6万3000人増。「放課後子ども 総合プラン」の目標はほぼ達成		

- (注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。
- (注2) 2011 年調査では、岩手県・宮城県の沿岸部および福島県の原発30キロ圏内にある34市町村(岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・釜石市・岩泉町・山田町・大槌町・野田村・田野畑村・普代村、宮城県石巻市・気仙沼市・名取市・東松島市・塩竈市・多賀城市・岩沼市・利府町・亘理町・山元町・南三陸町・松島町・女川町・七ヶ浜町、福島県南相馬市・相馬市・浪江町・新地町・富岡町・双葉町・大熊町・楢葉町・広野町・飯舘村)は未調査。2012年調査は福島県内の避難している9町村(浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楢葉町・広野町・飯舘村・葛尾村・川内村)は未調査。
- (注3) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして 国の学童保育の補助金を受けている 98 か所 (入所児童数約 6000 人) を含めた数字。2018 年は「支援の単位」225、約 8600 人。
- (注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。
- (注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出る ことが必要になった。2016 年調査から届け出された数を集計。

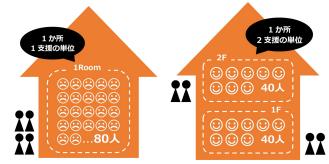
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

ひとつの施設に、80 名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒1か所、1支援の単位

ひとつの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒1か所、2支援の単位



調査結果2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加とくに4年生、5年生、6年生が増加

学年別の入所児童数と割合の推移(人)

	2015年	2016年	2017年	2018年	増加数・前年比
1年生	343,502 (33.8%)	351,666 (32.7%)	368,336(32.1%)	381,184(31.5%)	12,848 (103.5%)
2年生	298,806 (29.4%)	312,310(29.0%)	324,858(28.3%)	340,377 (28.1%)	15, 519 (104. 8%)
3年生	224,715 (22.1%)	237,975(22.1%)	251,512(21.9%)	263,498 (21.7%)	11, 986 (104. 8%)
4年生	92,173 (9.1%)	106,057(9.9%)	122,006(10.6%)	133,983 (11.1%)	11, 977 (109. 8%)
5年生	37,007 (3.6%)	45,433(4.2%)	54,201 (4.7%)	61,389(5.1%)	7, 188 (113. 3%)
6年生	19,711 (1.9%)	21,933(2.0%)	26,497(2.3%)	30,500(2.5%)	4,003 (115.1%)
その他	1,515 (0.1%)	1,197(0.1%)	908 (0.1%)	591(0.0%)	▲ 317 (65. 1%)
	1,017,429	1,076,571	1,148,318	1,211,522	

- 注)「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。
- 注)割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

	2015年	2016年	2017年	2018年
1~3年生	867,023 (85.3%)	901,951 (83.9%)	944,706 (82.3%)	985,059 (81.3%)
4~6年生	148,891 (14.6%)	173,423 (16.1%)	202,704(17.7%)	225,872(18.7%)

高学年の入所率は前年比1ポイント上昇

調査結果3 学童保育の待機児童数は、1万6957人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

11 110000000000000000000000000000000000						
		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
把	握している	1258 (78.1)	1329 (82.5)	1378 (85.2)	1425(88.2)	1449 (89.4)
	待機児童がいない	942	986	1011	1038	1026 (63.3)
	待機児童がいる	316	343	367	387	423
	待機児童数	9115人	15533人	15,839人	16,929人	16,957人
把	握していない	307 (19.0)	227 (14.1)	227(14.0)	178 (11.0)	165(10.2)
未	回答	46 (2.9)	55 (3.4)	13(0.8)	13(0.8)	6 (0.4)
슫	計	1611	1611	1618	1616	1620

注)割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万6957人でした。学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」とカウントされます。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりました。ただし、情報収集の具体的な方法などについては定められていません。学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。公営や公設民営の学童保育の一部では市町村がその情報を集約しているところもありますが、運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことが推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

なお、「待機児童ゼロ」=「学童保育が充足している」とはかぎりません。

調査結果4 一人ひとりが安心して関係を築けるために、 集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模	(「支援の単位」	数)
7 \		3 .

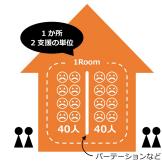
児童数	2016年	2017年	2018年	増加数・前年比
1人-19人	2,694(9.7%)	2,560(8.7%)	2,733(8.7%)	173 (106.8%)
20人-30人	5,502(19.9%)	5,657(19.3%)	6,406 (20.5%)	749 (113.2%)
31人-35人	3,761 (13.6%)	4,132(14.1%)	4,579(14.6%)	447 (110.8%)
36人-40人	4,570(16.5%)	4,826(16.5%)	5,706(18.3%)	880 (118.2%)
41人-45人	3,300(11.9%)	3,653(12.5%)	4,161(13.3%)	508 (113.9%)
46人-55人	3,717(13.4%)	4,165(14.2%)	3,908(12.5%)	▲ 257 (93.8%)
56人-70人	2,718(9.8%)	2,691(9.2%)	2,548(8.1%)	▲ 143 (94.7%)
71人-100人	1,114(4.0%)	1,205(4.1%)	962(3.1%)	▲ 243 (79.8%)
101人以上	262(0.9%)	398(1.4%)	262(0.8%)	▲ 136 (65.8%)
合計	27,638	29,287	31,265]

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人~45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

○「条例基準」に基づいて分割した市町村と、分割せずに大規模化を容認している市町村に両極化していると考えられます



大規模な学童保育を「おおむね 40 人以下」に分割すると、1 つの学童 保育のなかに複数の支援の単位ができます。

しかし、大規模の現状を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。

〇 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

調査結果2を見ると、学年が上がるにつれ、児童数は減少します。自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親か共働きか、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにともない、「2年生になって引き続き学童保育が通わせたいが、入所がかなわなかった」といったことも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通い続けるためには、一時的な「受入児童数拡大」「待機児童解消」ではなく、「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」で、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

調査結果 5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育 のある市 町村数	援の単 位」数)	公立小学 校数	未設置校区数	入所児童数	所割合	大以上の 学童保育 の割合	待機児童 数	割合
1	北海道	164	1, 496	1, 034	252	52, 897	35. 4%	3.5%	124	0. 2%
2	青森県	33	350	285	49	14, 069	39.5%	4.3%	109	0.8%
3	岩手県	32	383	313	76	14, 323	37.0%	5.0%	12	0.1%
4	宮城県	34	698	378	43	26, 496	37. 3%	2.4%	372	1.4%
5	秋田県	25	277	197	36	10, 847	41.4%	7. 9%	80	0. 7%
6	山形県	34	367	250	44	14, 398	42. 2%	4.9%	40	0.3%
7	福島県	48	521	442	108	20, 691	36.3%	3.6%	244	1. 2%
8	茨城県	44	945	478	39	36, 658	39.1%	3. 1%	397	1. 1%
9	栃木県	25	688	360	51	24, 437	36.6%	1. 2%		0. 2%
10	群馬県	34	580	307	20	23, 405	35.8%	3.8%		0.3%
11	埼玉県	63	1, 687	810	24	67, 995	29.5%	2.9%	'	2.4%
12	千葉県	54	1, 364	791	59	56, 245	30.1%	3.6%	1, 455	2. 5%
13	東京都	55	2, 399	1, 268	203	100, 363	31.9%	6.6%	3, 812	3. 7%
14	神奈川県	33	1, 465	852	187	49, 612	17. 8%	0. 7%	571	1.1%
15	新潟県	29	687	459	88	24, 887	39.8%	7.3%		0. 2%
16	富山県	15	272	188	15	13, 743	47. 8%	14. 7%		0.8%
17	石川県	19	333	205	17	14, 534	41.9%	9.0%	19	0.1%
18	福井県	17	299	198	23	9, 881	41.2%	5.0%	0	0.070
19	山梨県	25	267	175	9	11, 042	45. 7%	7. 9%	99	0.9%
20	長野県	66	505	362	41	28, 165	39. 2%	26. 1%		0.0%
21	岐阜県	40	505	367	55	16, 671	26.8%	3.8%		0.8%
22	静岡県	35	806	500	62	30, 982	28. 2%	3.8%	798	2.5%
23	愛知県	54	1, 518	969	136	55, 838	21. 7%	2.6%		1.5%
24	三重県	29	410	371	70	15, 733 16, 060	25. 7%	3. 2%	70	0.4%
25	滋賀県	19 26	689	220 372	19		30. 2%	1.6%	19	0.1%
26 27	京都府 大阪府	43	1. 695	981	40 112	27, 539 66, 008	37. 5% 25. 8%	2. 3% 1. 1%	162 469	0. 6% 0. 7%
28		43	1, 095	747	50	50, 008	29.8%	1. 1%		1. 7%
29	一 共庫宗 奈良県	36	341	197	9	15, 166	35.1%	8.8%	121	0.8%
30	和歌山県	29	255	251	<u>9</u> 75	9, 022	32. 9%	0.8%	105	1. 2%
31	鳥取県	17	182	123	8	7, 390				
32	島根県	17	256	201	34	8, 646		2.3%		1.3%
33	岡山県	25	586	386	35	20, 505		0.9%		0. 7%
34	広島県	22	762	471	42	29, 835		2. 9%		0.6%
35	山口県	18	429	305	37	14, 951	37. 9%			
36	徳島県	18	183	188	38	7, 833		7. 7%		
37	香川県	15	286	161	15	10, 783		4. 2%		
38	愛媛県	20	323	282	76	13, 131	33.9%	6. 2%		
39	高知県	20	173	230	96	7, 075		1. 2%		
40	福岡県	59	1, 474	726	43	61, 096				0. 7%
41	佐賀県	19	318	162	9	10, 920	41.9%	1.3%		2.4%
42	長崎県	21	446	324	104	17, 167	36.3%	2.0%		
43	熊本県	41	480	347	47	18, 962	34.8%	6. 9%		_
44	大分県	18	365	269	21	13, 982	38.4%	2. 2%		0.8%
45	宮崎県	22	305	239	65	11, 321	33. 3%	5. 2%		2. 2%
46	鹿児島県	40	586	512	170	21, 000	37.5%	3.1%		1.8%
47	沖縄県	27	515	265	83	19, 181	32.0%	0.8%	758	3.8%
		1, 620	31, 265	19, 518	2, 935	1, 211, 522	31.6%	3. 9%	16, 957	

⁽注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2018年5月1日の調査結果による。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか(運営主体)

学童保育の運営主体(「支援の単位」数)

運営主体	支援の単位	割合	前年比	備 考
公立公営	10,391	33.2%	307(103.0%)	市町村が直営している
社会福祉協議会	4,059	13.0%	422(111.6%)	行政からの委託(2283)、補助(215)、
				代 行 (1561)
地域運営委員会	4,686	15.0%	128(102.8%)	委託(2948)、補助(1483)、代行(255)
父母会·保護者	1,426	4.6%	▲ 149(90.5%)	委託(836)、補助(504)、補助なし(5)、代行(81
会)
NPO法人	2,850	9.1%	261(110.1%)	委託(1593)、補助(536)、補助なし(32)、代行(
				689)。父母会・保護者会が行政からの要請のも
				と、NPO法人を取得した例も多い
民間企業	1,933	6.2%	347(121.9%)	委託(1226)、補助(318)、補助なし(55)、代行(
				334)
その他法人等	5,920	18.9%	662(112.6%)	内訳は、私立保育園(1493)、保育園を除く社会
				福祉法人(1944)、私立幼稚園等の学校法人(
				544)、その他(1939)
合計	31,265			

^{*}割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

- (注1) 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。
- (注2) 指定管理者制度とは:「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。 「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にす すめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設 には導入すべきではありません。
- (注3) 地域運営委員会とは:地域の役職者の人々(学校長、自治会長、民生・児童委員など)と、学童保育の父母会(保護者会)の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。その人数や構成は、自治体によって異なります。また、「委託」「補助」をする場合に、運営委員会をつくって、申請をすることを条件にしている市町村もあります。なお、実質の運営を、父母会(保護者会)が行っているところと、運営も運営委員会が行っているところがあります。

調査結果7 学童保育はどこで実施されているか (開設場所)

開設場所(「支援の単位」数)

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	17,392	55.6%	1089(106.7%)	内訳は、余裕教室活用(7784) 学校敷地内の独立専用施設(7384) 校舎内の学童保育専用室(1231) その他の学校施設を利用(993)
児童館内	3,667	11.7%	332(110.0%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,158	6.9%	106(105.2%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,204	7.0%	1(100.0%)	公民館内(466)、公立保育園内(125)、公立幼稚園内(170)、その他の公的な施設内(1443)
法人等の施設	2,052	6.6%	121(106.3%)	私立保育園や私立幼稚園、社会福祉法人 の施設内
民家・アパート	1,908	6.1%	169(109.7%)	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	1,884	6.0%	160(109.3%)	自治会集会所・寺社など
合計	31,265			

(全国学童保育連絡協議会・2018年調査より)

⁽全国学童保育連絡協議会・2018年調査より)

第2部 実態調査の結果

I 学童保育に関する条例・「放課後子ども総合プラン」

1 学童保育に関する条例

学童保育は、1997年に「放課後児童健全育成事業」として、児童福祉法に位置づけられました。しかし、公的責任は不十分で、地域の実情に応じて運営するものとされており、全国一律の基準も定められておらず、議会で定めた実施(設置)条例にもとづいて実施しているところ、施設管理条例にもとづいて実施しているところ、行政内部の規則である実施要綱にもとづいて実施しているところなど状況はさまざまでした。

2012年、「子ども・子育て支援法」の策定とともに児童福祉法が改定されました。これにより2014年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)が策定され、市町村はこの省令をもとに、「最低基準」となる条例(以下、「条例基準」)を策定しました。また、国は「放課後児童クラブ運営指針」(以下、「運営指針」)を策定しています。2015年以降、全国各地の学童保育は、「子ども・子育て支援新制度」によって市町村の「条例基準」と「運営指針」にもとづいて運営されています。

市町村調査 Q14 国の基準とは別の項目、上乗せした市町村の条例があるかどうかについてお聞きします

Q14-1 市町村の条例に、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」とは別の項目、 上乗せがありますか(反社会的勢力の排除を除く)(1,125)*括弧内は回答数、以下、同じ

別の項目、上乗せがある	59	(5.24%)
別の項目、上乗せがない	1,057	(93.96%)
無回答	9	(0.80%)

【Q14-1で1と回答した方】Q14-2 どのような内容ですか(複数回答)(59)

広さ	9	(15.25%)
指導員の配置基準	26	(44.07%)
指導員の資格	8	(13.56%)
避難訓練	12	(20.34%)
無回答	11	(18.64%)

多くの自治体は、国の示す「省令基準」の範囲で学童保育を運営しています。一方で、これまでの地域の学童保育の到達点を活かし、59自治体が国の基準を上回る条例を策定していると回答しており、そのうち、26自治体が国の指導員の配置基準よりも上回る内容としています。

個別調査 Q13 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」に関連したことについてお聞きします

Q13-1 学童保育の運営は、「省令基準」第14条で定められた運営規程に基づいていますか(1,838)

基づいている	1,751 (95.27%)
基づいていない	22 (1.20%)
無回答	65 (3.54%)

Q13-2 「省令基準」第17条で定められた苦情への対応をしていますか(複数回答)(1.838)

窓口、担当者が決まっている	1,192	(64.85%)
苦情を、事業内容・保育内容の向上に生かしている	1,592	(86.62%)
対応していない	11	(0.60%)
無回答	45	(2.45%)

「省令基準」第14条では、学童保育の「運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない」としています。今回の調査では、こうした運営規程に基づいて運営している学童保育は、回答総数の95.27%となりました。

「省令基準」第17条では、苦情を受け付けるための窓口を設置するとしています。苦情を保育内容に生かしているクラブは86.62%と多くのところでは要望や苦情に何らかの対応をしているようです。一方で、担当者の決まっていないところ、対応していないところなどもあり、窓口や担当者を設けることが、早急に求められています。

2 「放課後子ども総合プラン」の策定

市町村調査 Q15「放課後子ども総合プラン」についてお聞きします

Q15-1 「放課後子ども総合プラン」を策定していますか(1,125)

(参考:2012年調査「放課後子どもプラン」の策定状況)

策定している	392	(34.84%)	234(17.8%)
策定していない	712	(63.29%)	1,038(78.9%)
無回答	21	(1.87%)	その他: 43(3.3%)

2015年度にはじまった国の「放課後子ども総合プラン」を策定している自治体は34.84%と、2012年に「放課後子どもプラン」の策定状況を調査したときと比較して倍増しています。

2007年度よりはじまった「放課後子どもプラン」は、2015年度より「放課後子ども総合プラン」へと移行されました。なお、2019年度以降は「新・放課後子ども総合プラン」に引き継がれています。

「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨・目的は、「共働き家庭等の『小1の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下同じ。)が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業(以下、放課後児童クラブという)及び地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下、『放課後子供教室』という)の計画的な整備等を進める」とされていました。目標として、平成31年(2019)度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備、全ての小学校区で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指すとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校区内で実施することを目指すとしていました。

2018年9月14日、国は、文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省 大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長の連名で、「新・放課後子ども総合プラン」 を発表しました。これは、国が2014年に発表した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福 祉や教育分野における施策の動向もふまえ、「放課後児童クラブの待機児童の早期解消」「放課後児 童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等」により、小学校に就学している「全ての児童の 安全・安心な居場所の確保を図ること」などを内容とした、向こう5年間を対象とする放課後児童対策のプランです。

放課後児童クラブについては国全体の目標として、「2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る」ことがあげられました。

「放課後子供教室」は、文部科学省が行っている、「全国の小学校区において、放課後や週末等に 小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文 化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊 かで健やかに育まれる環境づくりを推進する」事業(放課後子ども教室推進事業実施要綱より)で す。

国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、 共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が 「一体型」であるとしています。

令和二年度全国児童福祉主幹課長会議(令和3年3月5日) ~下線は、全国連協~

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては、「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、1万か 所の一体型による実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく 必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十 分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準 を満たすことが必要である。

Ⅱ 対象となる子どもについて

3 入所要件

<自治体が定めている対象児童の要件>

市町村調査 Q1 学童保育の入所要件についてお聞きします

Q1-1 自治体として、入所要件を決めていますか(1,125)

決めている	933 (82.93%)
決めていない	191 (16.98%)
無回答	1 (0.09%)

回答のあった1,125の自治体のうち、933件(82.93%)の自治体で入所要件を決めています。入所 要件を決めていない自治体は191件(16.98%)です。

【Q1-1で「決めている」と回答した方】Q1-2 つぎのうち、どれですか(複数回答)(933)

保護者の就労	917	(98.29%)
保護者の妊娠	556	(59.59%)
保護者の病気・障害	738	(79.10%)
親族の介護・看護	666	(71.38%)
災害時	341	(36.55%)
保護者の就学	539	(57.77%)
保護者が求職活動中	324	(34.73%)
児童虐待・DV	260	(27.87%)
育休中、兄弟入所	71	(7.61%)
上記に類する	404	(43.30%)
無回答	1	(0.11%)

入所要件を決めていると回答した自治体のその内容はつぎのとおりです。

917件 (98.29%) の自治体は、第一に「保護者の就労」をあげています。

以下、「保護者の病気・障害」「親族の介護・看護」とつづいています。2011年3月の「東日本大震災」以降、自然災害が相次いで発生したことを受けて、「災害時」が341件(36.55%)あげられていると考えられます。また「児童虐待・DV」が260件(27.87%)あります。

<自治体が定めている入所に関わる優先的な取り扱い>

Q1-3 自治体として、入所に関わる優先的な取り扱いがありますか(1,125)

	— -	
ある	486	(43.20%)
ない	622	(55.29%)
無回答	17	(1.51%)

入所希望児童数の増加や定員オーバーの申し込みなどの現状があり、自治体として、入所に関わる優先的な取り扱いがあるのは486件(43.20%)です。

【Q1-3で「ある」と回答した方】Q1-4 つぎのうち、どれですか(複数回答)(486)

ひとり親家庭	354	(72.84%)
生活保護世帯(就労による自立支援)	171	(35.19%)
生計を維持する者の失業により、就労の必要性	65	(13.37%)
虐待・DVからの社会的養護	195	(40.12%)
児童に障害がある	204	(41.98%)
低学年など、発達の程度の観点から配慮が必要	391	(80.45%)
保護者が育児休業終了	54	(11.11%)
兄弟姉妹の同一学童保育希望	91	(18.72%)
その他市町村が定める事由	161	(33.13%)
無回答	2	(0.41%)

2016年9月20日付で、「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」(雇児総0920第21号)という課長通知が出されています。この通知では、「基本的考え方及び対象として考えられる事項」として、① ひとり親家庭があげられています。調査でも354件(72.84%)の自治体が「ひとり親家庭」を優先的な取り扱いと回答しています。この裏づけとして母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく配慮義務があります。

また391件(80.45%)の自治体が「低学年など、発達の程度の観点から配慮が必要」として優先的な取り扱いとしています。

以下、「虐待・DVからの社会的養護」「児童に障害がある」「生活保護世帯」があげられています。また「その他」として課長通知では、保護者の疾病・障害の状況、所得を考慮することや、市町村の判断により、人材確保・育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から放課後児童支援員等の子どもの利用にあたって配慮すること、あわせて保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用にあたって配慮することも考えられると書かれています。

4 定員

<学童保育の定員>

市町村調査 Q2-1 自治体として、学童保育の定員を決めていますか(1,125)

決めている	844 (75.02%)
決めていない	280 (24.89%)
無回答	1 (0.09%)

2012年の詳細な実態調査では、1,370の回答のうち721件(52.6%)が定員を決めていると回答していました。今回は1,125の回答があった自治体のうち844件(75.02%)が定員を決めているとしています。「省令基準」と「運営指針」の策定が大きく影響していると考えられます。

【Q2-1で「決めている」と回答した方】Q2-2 何で決めていますか(複数回答)(844)

条例	281	(33.29%)
規則	266	(31.52%)
要綱	158	(18.72%)
その他	156	(18.48%)
無回答	3	(0.36%)

定員を「決めている」と回答した自治体のうち281件 (33.29%) の自治体が「条例」で決めている と回答しています。以下、「規則」が266件 (31.52%) となっています。2012年の同様の項目では回 答数705件のうち「条例」が146件 (20.7%) でした。

条例は、地方自治法第二条第二項で県・市町村の事務とされた事項について、議会の議決によって制定されます。規則は、知事、市町村・特別区の長、教育委員会などが、その権限に属する事務について独自に制定するもの、要綱は、行政の内部指針です。市町村によっては、議会の議決を要せず内部処理で決められるとの理由で、規則で定めるところもありますが、条例で定めることにより、議会での議論のほか、パブリックコメントなどで住民の意見を反映させることができます。

【Q2-1で「決めている」と回答した方】Q2-3 どのように決めていますか(844)

一律に決めている	237	(28.08%)
施設ごとに決めている	585	(69.31%)
無回答	22	(2.61%)

【Q2-3で「決めている」と回答した方】Q2-3 何人ですか(237)

~19人	4	(1.69%)
20人-30人	27	(11.39%)
31人-35人	6	(2.53%)
36人-40人	134	(56.54%)
41人-45人	3	(1.27%)
46人-55人	10	(4.22%)
56人-70人	23	(9.70%)
71人-100人	12	(5.06%)
101人以上	10	(4.22%)
無回答	8	(3.38%)

定員の算出としては「施設ごとに決めている」が585件(69.31%)です。施設ごとの専用面積が多岐にわたるため、それぞれの施設ごとで決めているところが多いと考えられます。

個別調査 Q4 学童保育の定員について

Q4-1 定員はあるか(1,838)

ある	1,576	(85.75%)
ない	258	(14.04%)
無回答	4	(0.22%)

【Q4-1で「ある」と回答した方】Q4-2 定員がある場合、何人か(1,576)

36	(2.28%)
202	(12.82%)
64	(4.06%)
451	(28.62%)
119	(7.55%)
155	(9.84%)
223	(14.15%)
99	(6.28%)
64	(4.06%)
157	(9.96%)
6	(0.38%)
	202 64 451 119 155 223 99 64 157

【Q4-1で「ある」と回答した方】Q4-3 誰が定員を決めているか(複数回答)(1,576)

市区町村	1,121	(71.13%)
運営主体	421	(26.71%)
その他	10	(0.63%)
無回答	24	(1.52%)

個別調査 Q4-4 「支援の単位」の状況(1,775)

専用施設・専任指導員	1,346	(73.23%)
専用施設・専任指導員、継続的でない	172	(9.36%)
実態は大人数	198	(10.77%)
その他	58	(3.16%)
無回答	1	(0.05%)

学童保育の定員が「ある」ところは1,576件 (85.75%) です。そのうちの1,121件 (71.13%) は「市区町村」として定員を定めています。

支援の単位の状況は、1,346件(73.23%)の学童保育では「専用の場所、施設・設備があり、専任の指導員が配置」されています。また、「専用の場所、専任の指導員が登録されているが、実態としては大人数で過ごしている」学童保育は198件(10.77%)あります。

5 待機児童

<待機児童の把握>

市町村調査 Q3 学童保育の待機児童について

Q3-1 自治体として、学童保育の待機児童を把握しているか(1,129)

把握している	972 (86.09%)
把握していない	137 (12.13%)
無記入	20 (1.77%)

2012年の詳細な実態調査では、1,315の自治体のうち、待機児童を把握している自治体は724件 (55.0%) でした。また公営を除いては入所申し込み方法などがさまざまで、自治体は実態を正確に

把握することが困難でした。今回の調査では972件(86.09%)の自治体が待機児童について把握していると回答しています。

待機児童についても、国の「省令基準」が自治体の意識にも影響を与えたのかもしれません。またマスコミ等が待機児童問題を多く取り上げていることも関係しているのではと考えられます。

【2018年5月1日現在の実施状況調査のQ7で、待機児童ゼロと答えた自治体】

Q3-2 待機児童がいない理由はつぎのうち、どれか(複数回答)(750)

定員がない	83	(11.07%)
定員に達していない	383	(51.07%)
増設して対応している	186	(24.80%)
放課後子供教室で対応	27	(3.60%)
自治体独自の放課後対策	36	(4.80%)
他の学童保育との調整	74	(9.87%)
その他	159	(21.20%)
無回答	379	

待機児童がいない理由として383件 (51.07%) が「定員に達していない」と回答しています。また、そもそも「定員がない」と回答している自治体が83件 (11.07%) ありました。「増設して対応している」と186件 (24.80%) の自治体が回答しています。

「放課後子供教室で対応」していると27件(3.60%)の自治体が回答しています。「放課後子供教室」は、すべての児童を対象にした遊び場・居場所づくりの事業であり、学童保育とは目的・役割も異なるため、学童保育の代わり、学童保育の待機児童の受け皿にはなり得ません。

6 障害のある子どもの受け入れ

<障害のある子どもの受け入れ数>

市町村調査 Q8 障害のある子どもの入所について

Q8-1 入所している支援の単位数[]、人数[]人

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
支援の単位数	10,529支援の単位	8,913か所	5,639か所
(2012年までは学童保育数)			
入所している児童数	29,422人	19,639人	11,335人

個別調査 Q6 障害のある子どもの入所について

Q6-1、Q6-2 障害のある子どもの入所数と加配されている職員の人数(1,838)

か所数	1,112
児童数の合計	3,117
0人	615
不明	2
無回答	109

加配指導員の人数	1,088
加配なし	297
不明	1
無回答	187

今回の調査では、障害のある子どもの入所児童数は29,422人、学童保育の支援の単位は10,529という結果となりました。今回の調査は、1621自治体のうち1129自治体からの回答を得ることができたことから推察すると、障害のある子どもの数は全体で約42,000人となります。

国は、2001年度から「障害児受入推進事業」を実施し、「障害のある子ども4名以上」の受け入れが補助対象でしたが、2003年度からは「2名以上」、2006年度からは「1人以上」が対象となりました。2008年度には、市町村が積極的に受け入れを推進できるよう、学童保育への運営費の加算ではなく、配置する指導員一人分の人件費の補助となりました。年々、加算額は上がり、2015年度には、「障害児受入強化推進事業」が実施され、障害のある子どもが「5名以上」在籍している支援の単位には、さらにもう1名指導員が増員できることになり、2017年からは、障害のある子どもが「3名以上」在籍している支援の単位へと、補助対象が拡大されました。

29,422人という調査結果は、2007年調査結果の約2.59倍、2012年調査結果の約1.49倍です。2012年の詳細な実態調査結果から今回の調査結果の伸び率が低いのは、「放課後等デイサービス事業」など、障害のある子どもの放課後の居場所が多様化していることが原因の一つと考えられます。

市町村調査 Q8-4 医療的ケア児の受け入れはあるか 支援の単位数[]、人数[]人

医療的ケア児受け入れの	支援の単位	医療的ケア児受け入れ	の児童数
受け入れている	65	受け入れている	53

2017年度に、新しい制度として、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助がつきましたが、受け入れている支援の単位は65、児童数は53人となっています。医療的ケア児の受け入れについては、専門職員の配置に加え、受け入れる学童保育の施設、環境整備がされていないと困難に思われます。あわせておよび施策や予算の拡充が求められます。

<受け入れにあたっての支援体制>

市町村調査 Q8-2 障害のある子どもの受け入れについての支援体制があるか(1,129)

ある	732	(64.84%)
ない	382	(33.84%)
無回答	15	(1.33%)

【Q8-2で「ある」と回答した方】Q8-3 どのような支援体制があるか(複数回答)(732)

指導員向けの研修プログラム	220	(30.47%)
巡回指導	161	(22.30%)
療育相談活動	39	(5.40%)
国の推進事業の活用	508	(70.36%)
市町村独自の加算	117	(16.20%)
地域の専門機関・専門職との連携	114	(15.79%)
無回答	10	·

障害のある子どもの受け入れにあたって、732件(65.84%)の自治体が支援体制を構築していました。その内容をみると、508件(70.36%)が「国の推進事業の活用」をしていますが、現場での保育に直接かかわる「指導員向けの研修プログラム」は220件(30.47%)、「巡回指導」は161(22.30%)、「療育相談活動」は39(5.40%)という低さにとどまっています。巡回指導などで専門職による相談・助言を受けることができるよう、財政措置を含めた施策の創設が求められます。

7 開設日

<開設日の設定>

|市町村調査 Q7-1、2 自治体として年間の開設日を決めているか(複数回答)(1,111)

250日以上	530	(47.11%)
日曜·祝日、年末年始以外	312	(27.73%)
決めている(その他)	242	(21.51%)
決めていない	83	(7.38%)
無回答	0	(0.00%)

条例	634	(60.84%)
規則	203	(19.48%)
要綱	160	(15.36%)
その他	61	(05.85%)
無回答	13	(1.25%)

「自治体として年間の開設日を決めているか」という設問に、「250日以上」と回答した自治体が530件(47.11%)、「日曜・祝日、年末年始以外」と回答した自治体が312件(27.73%)、「決めている(その他)」と回答した自治体が242件(21.51%)ありました。「250日以上」と回答した自治体と「日曜・祝日、年末年始以外」と回答した自治体をあわせると、74.84%という結果になりました。学童保育の役割を果たすためには、あらかじめ開設日を保護者に周知する必要があります。

これは「省令基準」や「運営指針」に、「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。」(「省令基準」第18条2)などと位置づけられたことが影響していると考えられます。

また、国の運営費は、年間開所日数は「250日以上」を基本として、「200~249日」は「特例分」 としています。

なお、開設日をあらかじめ設定している自治体のうち、60.84%の自治体が条例によって定めています。

条例は、地方自治法第二条第二項で県・市町村の事務とされた事項について、議会の議決によって制定されます。規則は、知事、市町村・特別区の長、教育委員会などが、その権限に属する事務について独自に制定するもの、要綱は、行政の内部指針です。市町村によっては、議会の議決を要せず内部処理で決められるとの理由で、規則で定めるところもありますが、条例で定めることにより、議会での議論のほか、パブリックコメントなどで住民の意見を反映させることができます。

〈「省令基準」〉 (開所時間及び日数)

- 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
 - 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
 - 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
 - 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

〈「運営指針」〉 第4章 放課後児童クラブの運営

- 3. 開所時間及び開所日
- (1) 開所時間及び開所日については、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域 の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (2) 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日 以外の日は1日につき3時間以上の開所を原則とする。なお、子どもの健全育成上の観点に も配慮した開所時間の設定が求められる。
- (3) 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労日数、学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定する。
- (4) 新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

<土曜日の開設>

|市町村調査| Q7-3、4 土曜日の開設について決めていることがあるか(1,125)

決めている	765	(68.00%)
決めていない	347	(30.84%)
無回答	13	(1.16%)

すべての土曜日	613	(80.13%)
学期中の土曜日のみ	5	(0.65%)
長期休暇中の土曜日のみ	8	(1.05%)
その他	133	(17.39%)
無回答	6	(0.78%)

|市町村調査| Q7-5 複数の「支援の単位」を合同にして開設しているか(765)

合同開設ある	434 (56.73%)
合同開設ない	285 (37.25%)
無回答	46 (6.01%)

個別調査 Q7-2、3 学期中の土曜日の開設(1,838)

している	1,703	(92.66%)
していない	130	(7.07%)
無回答	5	(0.27%)

~ (), = = = /		
すべて開設	1,092	(64.12%)
月2回開設	210	(12.33%)
しない日がある	335	(19.67%)
無回答	66	(3.88%)

学校休業日となっている土曜日には、学童保育は朝からの一日開設が必要です。

市町村調査「土曜日の開設について決めていることがあるか」では、765件(68.00%)の自治体があらかじめ土曜日の開設について決めており、そのうち613件(80.13%)が、「すべての土曜日」を開設するという回答をしています。また、土曜日を開設している自治体のうち、434件(56.73%)が複数の「支援の単位」を合同開設しています。

個別調査においても、1,703 (92.66%) が土曜日の開設をしていて、そのうち、1,092 (64.12%) がすべての土曜日を開設しているという結果となりました。

<年間開設日数>

個別調査 Q7 学童保育の開設日について

Q7-1 年間開設日数は何日か(1,839)

199日以下	25	(1.36%)
200日~249日	148	(8.05%)
250~269日	388	(21.10%)
270日~289日	463	(25.18%)
290日以上	646	(35.13%)
無回答·回答無効	169	(9.19%)
平均	274.6日	

<長期休業中の開設>

市町村調査 Q7-6 夏休みは開設しているか(土日祝等の通常の休日を除く)(1,125)

開設している	988	(87.82%)
開設していない	6	(0.53%)
開設していない日もある	88	(7.82%)
無回答	43	(3.82%)

夏休みに開設していない日が何日あるか?			
2日	5	5日	6
2~3日	1	6日	3
3日	36	お盆休み	1
3~4日	1	数日	1
4日	24	無回答	10

個別調査 Q7-4 夏休みの開設(土日祝等の通常の休日を除く)(1,838)

している	1,588	(86.40%)
していない	6	(0.33%)
しない日がある	235	(12.79%)
無回答	9	(0.49%)

市町村調査 Q7-7 冬休みは開設しているか(土日祝等の通常の休日、年末年始を除く)(1,125)

開設している	1,046	(92.98%)
開設していない	9	(0.80%)
開設していない日もある	27	(2.40%)
無回答	43	(3.82%)

冬休みに開設していない日が何日あるか?			
2日	2	7日	2
3日	3	8日	3
5日	1	9日	1
6日	11	無記入	4

個別調査 Q7-5 冬休みの開設(土日祝等の通常の休日、年末年始を除く)(1,838)

している	1,726	(93.91%)
していない	16	(0.87%)
しない日がある	87	(4.73%)
無回答	9	(0.49%)

市町村調査 Q7-8 春休みは開設しているか(土日祝等の通常の休日を除く)(1,127)

•			_
	開設している	1,048	(93.09%)
	開設していない	11	(0.89%)
	開設していない日もある	22	(1.95%)
	無回答	46	(4.07%)

春休みに開設していない日が何日あるかっ					
1日	1日 8 5日				
2日	5	約7日	1		
2~3日	1	無記入	3		
3日	3				

個別調査 Q7-6 春休みの開設(土日祝等の通常の休日を除く)(1838)

している	1,727 (93.96%)
していない	19 (1.03%)
しない日がある	80 (4.35%)
無回答	12 (0.65%)

市町村調査 Q7-9 秋休みがある場合、開設しているか(土日祝等の通常の休日を除く)(1,125)

開設している	440 (39.11%)
開設していない	131 (11.64%)
開設していない日もある	3 (0.27%)
無回答	551 (48.98%)

秋休みの開設していない日が何日あるか?					
数日	1	無記入	2		

【参考】 学童保育が開設していない日のある自治体の割合 (自治体数での比率)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	
学校がある日	学校がある日 -		0.1% 1.2% 3.1%	
夏休み	夏休み 0.53%		1.2%	
春休み	春休み 0.89%		3.1%	
冬休み 0.80%		1.2%	2.9%	

学童保育は、それぞれの地域の保護者の就労等による状況に見あった時間で開設される必要があります。学校が休業日であっても保護者は休みでない場合もあり、土曜日・学校長期休業中も含め年間を通して開設される必要があります。

市町村調査「夏休みは開設しているか」では988件(87.82%)、「冬休みは開設しているか」では1,046件(92.98%)、「春休みは開設しているか」では1,048件(93.09%)の自治体が学童保育を開設しています。さらに「開設している」「開設していない日もある(=開設している日がある)」の回答を合わせると、夏休み・冬休み・春休みとも95%以上の自治体が何らかの方法で開設しているという結果となりました。

個別調査でも、夏休みは1,588件(86.40%)、冬休みは1,726件(93.91%)、春休みは1,727件(93.96%)が、「開設している」と回答しています。

一方、長期休業中に学童保育を開設していない自治体は、夏休みについては微増しているものの、 冬休み・春休みは減少しています。

また、秋休みについては、440件(39.11%)の自治体が「開設している」と回答しています。

<長期休暇のみの受け入れ>

市町村調査 Q13 長期休暇のみの受け入れについて

Q13-1 長期休暇のみの受け入れをしているか(1.125)

受け入れしている	866	(76.98%)
受け入れしていない	247	(21.96%)
無回答	12	(1.07%)

【Q13-1で1と回答した方】Q13-2 どのような方法か(複数回答)(866)

定員内ならば既存の範囲で	582	(67.21%)
定員オーバーでも受け入れる	354	(40.88%)
新たに支援の単位を立ち上げる	93	(10.74%)
無回答	4	(0.46%)

国は、「夏休み等、長期休暇中に新たに支援の単位を設けた場合」の補助金を2017年より創設しています。そこで、全国学童保育連絡協議会では今回はじめて調査項目に加えました。

866件 (76.98%) と、多くの自治体で長期休暇のみの受け入れが行われています。保護者の勤務時間の関係で通常は学童保育を利用していない子どもや、「待機」となっている子どもなども利用している実態があります。出席率を勘案してか、「定員内であれば、既存の支援の単位に受け入れる」という対応をしている自治体が582件 (67.21%) を占めています。

しかし、定員を超えて受け入れている自治体は354件(40.88%)あり、日常の受け入れ児童数を上回る可能性も否定できません。国の施策にある「新たに支援の単位を立ち上げる」と回答した自治体は、93(10.74%)にとどまっていることから、大人数での保育が恒常的な状況となっていることが推察されます。

8 開設時間

市町村調査 Q7-10 開所時間を決めているか(1,125)

決めている	901 (80.09%)
決めていない	190 (16.89%)
無回答	34 (3.02%)

開所時間については、事前に決めている自治体が901件(80.09%)でした。しかし、その一方で開 所時間を設定していない、事業者に委ねている自治体が190件(16.89%)あることは課題であると言 えます。

安全確保のために保護者のお迎えを義務づけている学童保育が増えていることからも、保護者の 就労状況等を考慮して終了時刻を定める必要があります。

個別調査 Q7-7 平日の標準的な開所時間は何時から何時までか(1,838)

何時から

1,14,170					
7:00~7:59	41	(2.23%)			
8:00~8:59	51	(2.77%)			
9:00~9:59	71	(3.86%)			
10:00~10:59	141	(7.67%)			
11:00~11:59	57	(3.10%)			
12:00~12:59	243	(13.22%)			
13:00~13:59	645	(35.09%)			
14:00~14:59	459	(24.97%)			
15:00~15:59	88	(4.79%)	何時まで		
16:00~16:59	3	(0.16%)	16:00~16:59	1	(0.05%)
17:00~17:59	0	(0.00%)	17:00~17:59	42	(2.28%)
18:00~18:59	0	(0.00%)	18:00~18:59	970	(52.75%)
19:00~19:59	0	(0.00%)	19:00~19:59	777	(42.25%)
20:00~20:59	0	(0.00%)	20:00~20:59	28	(1.52%)
21:00~	0	(0.00%)	21:00~	11	(0.60%)
「下校後」「授業終了後」	30	(1.63%)			
「放課後」などの文言	30	(1.03/0)			
無回答	9	(0.49%)	無回答	10	(0.54%)

個別調査 Q7-8 土曜日の標準的な開所時間は何時から何時までか(1,838)

何時から			何時まで		
7:00~7:59	495	(26.93%)	7:00~7:59	0	(0.00%)
8:00~8:59	1,087	(59.14%)	8:00~8:59	0	(0.00%)
9:00~9:59	111	(6.04%)	9:00~9:59	0	(0.00%)
10:00~10:59	4	(0.22%)	10:00~10:59	0	(0.00%)
11:00~11:59	5	(0.27%)	11:00~11:59	2	(0.11%)
12:00~12:59	5	(0.27%)	12:00~12:59	13	(0.71%)
13:00~13:59	2	(0.11%)	13:00~13:59	11	(0.60%)
14:00~14:59	0	(0.00%)	14:00~14:59	1	(0.05%)
15:00~15:59	0	(0.00%)	15:00 ~ 15:59	16	(0.87%)
16:00~16:59	0	(0.00%)	16:00 ~ 16:59	90	(4.90%)
17:00~17:59	0	(0.00%)	17:00 ~ 17:59	299	(16.27%)
18:00~18:59	0	(0.00%)	18:00 ~ 18:59	882	(47.99%)
19:00~19:59	0	(0.00%)	19:00~19:59	379	(20.62%)
20:00~20:59	0	(0.00%)	20:00~20:59	13	(0.71%)
21:00~21:59	0	(0.00%)	21:00~21:59	2	(0.11%)
22:00~22:59	0	(0.00%)	22:00~22:59	1	(0.05%)
無回答	129	(7.02%)	無回答	129	(7.02%)

個別調査 Q7-9 学校休業日の標準的な開所時間は何時から何時までか(1,838)

何時から			何時まで		
7:00~7:59	607	(33.03%)	7:00 ~ 7:59	0	(0.00%)
8:00~8:59	1,172	(63.76%)	8:00~8:59	0	(0.00%)
9:00~9:59	18	(0.98%)	9:00~9:59	0	(0.00%)
10:00~10:59	0	(0.00%)	10:00~10:59	0	(0.00%)
11:00~11:59	1	(0.05%)	11:00~11:59	0	(0.00%)
12:00~12:59	5	(0.27%)	12:00~12:59	3	(0.16%)
13:00~13:59	3	(0.16%)	13:00~13:59	0	(0.00%)
14:00~14:59	3	(0.16%)	14:00~14:59	1	(0.05%
15:00~15:59	2	(0.11%)	15:00~15:59	0	(0.00%)
16:00~16:59	0	(0.00%)	16:00~16:59	4	(0.22%)
17:00~17:59	0	(0.00%)	17:00 ~ 17:59	47	(2.56%)
18:00~18:59	0	(0.00%)	18:00~18:59	972	(52.88%)
19:00~19:59	0	(0.00%)	19:00 ~ 19:59	747	(40.64%)
20:00~20:59	0	(0.00%)	20:00~20:59	27	(1.47%)
21:00~21:59	0	(0.00%)	21:00~21:59	7	(0.38%)
22:00~22:59	0	(0.00%)	22:00~22:59	3	(0.16%)
無回答	27	(1.47%)	無回答	27	(1.47%)

個別調査 Q7-10 子どもたちは学童保育からどのように帰宅するか(複数回答)

子どもだけ	641	(34.87%)
同じ方向	504	(27.42%)
途中まで送る	107	(5.82%)
お迎え(年間)	1,224	(66.59%)
お迎え(時期)	91	(4.95%)
お迎え(時間)	369	(20.08%)
送迎支援事業	10	(0.54%)
その他	135	(7.34%)
無回答	5	(0.27%)

<開設日・開設時間の変更>

市町村調査 Q7-14、15、16 開設日・開設時間の自治体としての計画・予定(1,125)

ある	92	(8.18%)
ない	1,027	(91.29%)
無回答	6	(0.53%)

開設日を増やす	18	(19.57%)
終了時刻を遅く	53	(57.61%)
開所時刻を早く	35	(38.04%)
その他	8	(8.70%)

開設日・開設時間について、「計画・予定がある」と回答した自治体のうち、53件(57.61%)が「終了時刻を遅く」するとし、35件(38.04%)が「開所時刻を早く」するとしました。また、「土曜日の開設」「日祝日の開設」「開設日を250日以上」にするなど「開設日を増やす」と回答した自治体が18件(19.57%)ありました。

開設日を250日以上	2
土曜日の開設	6
日祝日の開設	3
お盆休みの開設	1
その他	8

9 施設の基準

市町村調査 Q4 学童保育の施設について

Q4-1 自治体として、一人あたりの広さを決めているか(1,125)

決めている	959 (85.33%)
決めていない	165 (14.93%)
無回答	1 (0.09%)

2012年の詳細な実態調査では、1,318自治体のうち、施設を建てるときの基準を定めていると回答したのは395 (30.0%) でした。そのうち、285 (81.0%) の自治体が一人あたりの広さを決めていました。

今回の調査では1,125自治体のうち、959 (85.33%) が一人あたりの広さを決めています。「省令 基準」の策定が大きく影響していると考えられますが、165 (14.93%) の自治体では決められていま せん。

【Q4-1で「決めている」と回答した方】Q4-2 何で決めているか(複数回答)(959)

条例	870	(90.72%)
規則	33	(3.44%)
要綱	19	(1.98%)
その他	40	(4.17%)
無回答	3	(0.31%)

一人あたりの広さを決めている959自治体のうち、870 (90.72%) が条例で定めていることがわかりました。

条例は、地方自治法第二条第二項で県・市町村の事務とされた事項について、議会の議決によって制定されます。規則は、知事、市町村・特別区の長、教育委員会などが、その権限に属する事務について独自に制定するもの、要綱は、行政の内部指針です。市町村によっては、議会の議決を要せず内部処理で決められるとの理由で、規則で定めるところもありますが、条例で定めることにより、議会での議論のほか、パブリックコメントなどで住民の意見を反映させることができます。

【Q4-1で「決めている」と回答した方】Q4-3 広さは児童一人あたりどのくらいか(959)

1.65㎡未満	3	(0.31%)
1.65 m ²	902	(94.06%)
1.65㎡より大きい	9	(0.94%)
無回答	45	(4.69%)

2012年の詳細な実態調査では、「児童一人あたりの広さを決めている」と回答した285自治体のうち、250 (87.7%)が、「1.65㎡」を目安にして回答していました。これは、厚生労働省が2001年頃に示した「全児童を対象とする事業に対する放課後児童健全育成事業の国庫補助の取扱いの基本的な考え方」(現在はない)では、児童一人あたりの広さが「おおむね1.65㎡=畳1畳分(児童が横になれるスペースの確保)」とされていたこと、さらに2007年10月に厚生労働省が「放課後児

童クラブガイドライン」(現在は廃止)を策定し、「子どもの生活スペースについては児童一人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」との考えを示したことが影響していたと考えられます。

今回の調査においても、児童一人あたりの広さについては、959自治体のうち902 (94.06%) が 1.65㎡と答えています。これは、国が「省令基準」で専用区画の面積について「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」について、2014年5月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が解釈通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」で「専用区画の面積を児童の数で割った値というものである」と示したことをもとに、自治体は一人あたりの広さを決めたものと考えられます。

なかには9 (0.94%)の自治体が「1.65㎡より大きい」と回答しています。現場での子どもたちの生活を考えるとき、「1.65㎡」という数字そのものが子どもたちの生活の場である学童保育にとってふさわしいものなのかについて検討する必要があります。

【Q4-1で「決めている」と回答した方】Q4-4 経過措置がありますか(959)

経過措置がある	295	(30.76%)
経過措置がない	656	(68.40%)
無回答	8	(0.83%)

【Q4-4で「決めている」と回答した方】Q4-5 経過措置はどのようなものか(複数回答)(295)

xx年まで	140	(47.46%)
xx年予定	10	(3.39%)
当分の間、適用しない	117	(39.66%)
既存の施設は適用外	40	(13.56%)
無回答	3	(1.02%)

一人あたりの広さを決めている959の自治体のうち295 (30.76%) の自治体が「経過措置がある」 と回答しています。

「xx年まで」と期限を区切っている自治体が140(47.46%)、「xx年予定」が10(3.39%)ありました。

一方、「当分の間、適用しない」が117 (39.66%)、また「既存の施設は適用外」40 (13.56%) との回答があり、半数以上が現状追認の条例となっています。

|市町村調査 Q4-6 「専用区画」について、自治体としてどのように考えているか(複数回答)(1,125)

専用の建物・部屋	913	(81.16%)
間仕切りで区切った	292	(25.96%)
その他	81	(7.20%)
無回答	98	(8.71%)

専用区画の考え方については、913 (81.16%)の自治体が「専用の建物・部屋を用意している」と回答しています。292 (25.96%)は「間仕切り等で区切ったスペースを用意している」という不十分な状況です。「その他」81 (7.20%)、「無回答」98 (8.71%)と回答した自治体においては、「省令基準」が策定されているにもかかわらず、独自の解釈で運営されているのではないかと思われます。

市町村調査 Q4-7 「専用区画」の実態(複数回答)(1,125)

閉所時は他に使用しない	841	(74.76%)
閉所時は他の事業に使用	282	(25.07%)
別目的の施設を借用	287	(25.51%)
無回答	107	(9.51%)

「開設していない時間帯は、ほかの事業等に利用している」が282 (25.07%)、また「別目的の施設・部屋を学童保育の時間帯のみ借用している」が287件 (25.51%) あります。これでは、そこに通っている子どもたちの継続した生活づくりはむずかしいと考えられます。「省令基準」の策定から3年近く経っても、自治体のなかでさまざまな実態が混在していることがわかります。「開所していない時間帯も、ほかの事業等に利用しない」は841 (74.76%)でした。

10 設備

市町村調査Q5 学童保育の設備機器について

Q5-1 自治体として、必要な設備機器を決めているか(1.125)

決めている	275 (24.44%)
決めていない	846 (75.20%)
無回答	4 (0.36%)

2012年の調査では1,401自治体のうち、1,180(84.2%)が、自治体が施設を建てる際の設備・整備について「決めていない」と回答していました。今回は1,125自治体のうち846(75.20%)が「決めていない」と回答しています。建物を「省令基準」に従ってつくったとしても、生活に必要な設備については、あまり考えられていない実態があるようです。

【Q5-1で「決めている」1と回答した方】Q5-2 何で決めているか(複数回答)(275)

		- -
条例	190	(69.09%)
規則	7	(2.55%)
要綱	15	(5.45%)
その他	72	(26.18%)
無回答	8	(2.91%)

必要な設備機器について、190 (69.09%) が議会の議決が必要である条例で定めています。ここでも、自治体によって考え方がさまざまであることがわかりました。

必要な設備機器を決めていると回答した275の自治体についてどのような設備を備えることになっているかを質問しました。備えることにしている割合の高い順では、177 (64.36%)の「消火設備」でした。「消火設備」や「避難口」については、「省令基準」に「放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない」と書かれています。「避難口」を備えることにしている自治体は、120 (43.64%)でした。

ついで割合の高い順に、「静養室」「生活室」「救急箱」「避難口」とつづき、「子ども用ロッカー」「トイレ」「手洗い場」「電話」「冷暖房器具」「下駄箱」「子ども用の机」「テーブル」「冷蔵庫」などがあげられました。

「シャワー設備」「多目的トイレ」「足洗い場」は1割に届きませんが、これらの設備機器は子どもの安全と安心を守る最低限のものであり、「生活の場」である学童保育ではすべてが必要です。

【Q5-1で「決めている」と回答した方】Q5-3 決めている物はどれか(複数回答)(275)

消火設備	177	(64.36%)
静養室・スペース	163	(59.27%)
生活室	150	(54.55%)
救急箱	122	(44.36%)
避難口	120	(43.64%)
遊戯室・プレイルーム	105	(38.18%)
子ども用ロッカー	89	(32.36%)
トイレ	82	(29.82%)
手洗い場	75	(27.27%)
電話	75	(27.27%)
冷暖房器具	75	(27.27%)
子ども用の机・テーブル	74	(26.91%)
下駄箱	74	(26.91%)
冷蔵庫	71	(25.82%)
防災用具	66	(24.00%)
本棚	60	(21.82%)
台所	58	(21.09%)
事務机	58	(21.09%)
傘立て	57	(20.73%)
事務室・スペース	53	(19.27%)
カーテン	52	(18.91%)
食器棚	46	(16.73%)
指導員用のロッカー	42	(15.27%)
湯沸かし設備	42	(15.27%)
収納スペース	37	(13.45%)
防犯用具	34	(12.36%)
懐中電灯・防災ライト	31	(11.27%)
印刷機・コピー機	30	(10.91%)
緊急時の通報装置等	30	(10.91%)
倉庫	23	(8.36%)
防災情報の受信機	23	(8.36%)
毛布	22	(8.00%)
足洗い場	20	(7.27%)
多目的トイレ	15	(5.45%)
ネット機器	14	(5.09%)
シャワー設備	5	(1.82%)
その他	64	(23.27%)
無回答	4	(1.45%)

個別調査 Q3 学童保育の設備機器について

Q3-1 つぎの設備機器があるか

	専用	共用	ない	無回答
生活室	1315	466	41	16
遊戯室・プレイルーム	628	773	376	61
静養室・スペース	612	617	549	60
事務室・スペース	730	638	431	39
トイレ	1029	775	29	5
台所	1087	349	362	40
手洗い場	1150	618	37	33
足洗い場	537	453	763	85
避難口	900	732	158	48
子ども用ロッカー	1645	98	85	10
冷蔵庫	1598	203	33	4
湯沸かし設備	1188	320	303	27
本棚	1603	181	48	6
シャワー設備	202	151	1410	75
収納スペース	1367	335	121	15
電話	1539	280	16	3
ネット機器	742	277	758	61
印刷機・コピー機	1105	390	303	40
冷暖房器具	1564	248	17	9
多目的トイレ	361	454	963	60
防災情報の受信機	510	385	890	53
懐中電灯・防災ライト	1200	279	293	66
防災用具	851	322	568	97
緊急時の通報装置等	649	409	712	68
消火設備	1148	541	110	39
事務机	1407	254	155	22
子ども用の机・テーブル	1622	196	12	8
倉庫	872	377	566	23
指導員用のロッカー	1108	226	450	54
食器棚	1156	232	386	64
下駄箱	1521	287	20	10
傘立て	1444	343	42	9
カーテン	1437	218	165	18
毛布	1124	249	412	53
救急箱	1644	181	4	9
防災用具	655	336	765	82

「どのような設備を備えることを決めているか」を質問した市町村調査結果と、「つぎの設備機器があるか」を質問した個別調査結果を見ると、現場の自助努力で備えていることがうかがえます。本来は、実施主体である市町村が、「生活の場」としての環境を整える必要があります。

市町村調査 Q5-4 採光についての基準を設けているか(1,125)

設けている	102	(9.07%)
設けていない	968	(86.04%)
無記入	55	(4.89%)

採光については、「省令基準」において、「放課後児童健全事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない」(第5条の5)とされています。今回の調査では102自治体(9.07%)で具体的に決められていました。

V 指導員

11 配置基準と勤務時間

<配置基準>

市町村調査 Q6-8、9 指導員の配置基準の有無(1,125)

			2018年調査		2012年調査		2007年調査	
配置基準	がある		824	(73.24%)	586	(39.76%)	544	(25.53%)
配置基準	はない		278	(24.71%)	888	(60.24%)	1,586	(74.46%)
無回答			23	(2.04%)				

有資格者1名配置	441	(53.52%)
有資格者2名配置	299	(36.29%)
有資格者3名以上配置	28	(3.40%)
その他	115	(13.96%)
無回答	5	(0.61%)

(複数回答)

自治体としての指導員の配置基準の有無については、824件(73.24%)の自治体が「ある」と回答しています。2007年調査の25.53%、2012年調査の39.76%と比較すると、大幅な増となっています。これは、「省令基準」をもとに、各市町村においては、学童保育の基準を条例で定めることになったことが影響していると考えられます。

配置基準が「ある」と回答した自治体のうち、441件(53.52%)の自治体が「有資格者1名配置」 と回答しています(複数回答)。子どもの安全を守り、学童保育に求められる質を確保するために は、有資格者である「放課後児童支援員」の複数配置は欠かせません。

<勤務時間>

市町村調査 Q6-2 運営形態ごとの週の勤務時間数別の人数 ※障害児加配分は含まず

	公営	民営		
週20時間未満	13,566 (37.10%)	7,213 (11.60%)		
週20時間以上	18,045 (49.35%)	10,496 (16.87%)		
未把握	0 (0.00%)	40,707 (65.45%)		
無回答	4,953 (13.55%)	3,783 (6.08%)		
総数	36,564 (100.00%)	62,199 (100.00%)		

市町村調査の勤務時間を見ると、公営、民営ともに20時間以上の勤務時間となっている学童保育が、それ未満の勤務時間の学童保育よりも多くなっています。しかし、今回の調査では子どもたちを迎え入れるための準備の時間や指導員間の打ちあわせなどの時間などが、勤務時間として保障されているかは把握できませんでした。

今回の調査では、週20時間以上勤務する指導員(この調査で集計された指導員数10,331人のうち、回答したのは4,972人) について、勤務時間、経験年数、資格の有無、仕事内容、年収、待遇等を調べました。

個別調査 Q9-1-3 2017年度の年間勤務実績(4,972)

	2018年	調査	参考·2012年調査		
~1000時間	899	(18.08%)	43.0%		
1001~1500時間	1,896	(38.13%)	30.8%		
1501~2000時間	1,379	(27.74%)	20.3%		
2001時間以上	455	(9.15%)	5.9%		
無回答•回答無効	343	(6.90%)			

個別調査 年間総勤務時間からみる職場における指導員の構成(1.844)

	2018年調査		
職場に年間の勤務時間が1500時間以下の指導員しかいない	634 (34.60%)		
1501時間以上勤務する指導員と1500時間以下の指導員がいる	838 (45.60%)		
1501時間以上勤務する指導員ばかりで構成されている	372 (20.20%)		

個別調査の「2017年度の年間勤務実績」では、1日の勤務時間にすると6時間未満に該当する「1001~1500時間」の勤務が1,896件(38.13%)と最も多いという結果でした。1日6時間以上の勤務に該当する「1501時間」以上勤務している指導員数は、2012年度の詳細な実態調査と比較するとその割合は増加していますが、それでも1,834件(36.89%)に留まっています。

職場における指導員の構成を見ると、1501時間以上勤務する指導員がいる学童保育は、1210件 (65.61%)です。一方、職場に年間の勤務時間が1500時間以下の指導員しかいない学童保育が634件(34.60%)ありました。半日勤務や短時間勤務、日替わりのローテーション勤務などでは、子どものことを継続的に多角的に理解することは困難です。

指導員は、子どもや保護者に直接かかわる以外にも、「保育内容の記録」「保育の打ち合わせ」 「保育計画(見通し)の作成とふり返り、まとめ」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検 討」など、さまざまな仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。そのほかにも、学童保育を円 滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。保育時間前後に必要な準備 時間が設けられることが不可欠です。

国は、2015年度から「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算(「放課後児童支援員等処遇改善等事業」)を計上し、2017年度には職員の人件費を見直し、運営費補助基準額を増額しています(2016年度までは、年額約181万円の職員3人分を想定していたが、2017年度からこのうち一人分を年額約310万円で算出)。これらの予算も活用して、常勤職員を配置することが必要です。

< 「支援の単位」あたりの指導員の人数および常勤職員の数>

|個別調査| Q8-1 指導員の総数(「支援の単位」あたりの指導員の人数および常勤職員の数)(1,838)

「支援の単位」あたりの 指導員の人数	「支援の単	单位」数(%)	常勤の数	「支援の単	单位」数(%)
1人~3人	502	(27.31%)	常勤ゼロ	210	(41.83%)
4人~6人	792	(43.09%)	常勤ゼロ	269	(33.96%)
7人~9人	305	(16.59%)	常勤ゼロ	81	(26.56%)
10人~12人	123	(6.69%)	常勤ゼロ	41	(33.33%)
13人~15人	62	(3.37%)	常勤ゼロ	17	(27.42%)
16人以上	33	(1.80%)	常勤ゼロ	10	(30.30%)
無回答	21	(1.14%)			

「支援の単位」あたりの指導員の人数は、「4人~6人」が43.09%、ついで、「1人~3人」が27.31%、7人~9人が16.59%でした(障害のある子どもの加配職員も含めた人数)。土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の一日保育の開所時間をカバーできるシフトを組むためには、通常の保育体制よりも多くの人員を確保しておくことが必要です。

それぞれの「支援の単位」で常勤職員の人数を集計したところ、628 (34.17%)の学童保育では、 常勤職員を配置していないという結果となりました。「省令基準」では、「放課後児童健全育成事業 所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない」(第10条)と定められ、2014年5月30日発出 の局長解釈通知で「事業所を開所している時間帯を通じて、同項の基準を満たす必要がある」と国の 考えが示されましたが、資格が必要になったものの、勤務体制や雇用の改善につながっていないこ とがわかります。

く仕事内容>

個別調査 Q9-1-2 仕事内容(4,972)

 	•	
学校との情報共有	3,198	(64.32%)
保護者への連絡・情報共有	4,159	(83.65%)
防災・防犯対策	3,765	(75.72%)
要望・苦情への対応	3,129	(62.93%)
児童虐待早期発見への取組	3,564	(71.68%)
地域組織との情報交換や相互交流	2,113	(42.50%)
児童館や公共施設等の積極的活用	1,909	(38.40%)
地域住民との連携、協力	1,989	(40.00%)
保健医療機関等との連携	1,203	(24.20%)
虐待の関係機関との検討・協議	1,445	(29.06%)
放課後子供教室との打合せ	892	(17.94%)

	一人で担当		複数で担当		担当者なし	
a 学校との情報共有	503	(32.47%)	944	(60.94%)	102	(06.58%)
b 保護者への連絡・情報共有	270	(17.43%)	1,235	(79.73%)	44	(02.84%)
c 防災·防犯対策	324	(20.92%)	1,095	(70.69%)	130	(08.39%)
d 要望·苦情への対応	497	(32.09%)	943	(60.88%)	109	(07.04%)
e 児童虐待早期発見への取り組み	321	(20.72%)	1,035	(66.82%)	193	(12.46%)
f 地域組織との情報交換や相互交流	448	(28.92%)	611	(39.44%)	490	(31.63%)
g 児童館やその他公共施設等の積極 的活用	332	(21.43%)	548	(35.38%)	669	(43.19%)
h 地域住民との連携、協力	381	(24.60%)	585	(37.77%)	583	(37.64%)
i 地域の保健医療機関等との連携	362	(23.37%)	317	(20.46%)	870	(56.17%)
j 虐待ケースの具体的な支援方法を 関係機関と検討・討議	470	(30.34%)	370	(23.89%)	709	(45.77%)
k 放課後子供教室との打ち合わせ、 協議会への参加	321	(20.72%)	213	(13.75%)	1015	(65.53%)

指導員の仕事内容は、子どもや保護者に直接かかわる以外にも、多岐にわたります。個別調査では、4,159件(83.65%)が「保護者への連絡・情報共有」を仕事内容としており、「防災・防犯対

策」は3,765 (75.72%)、「児童虐待早期発見への取組」は3,564 (71.68%)、「学校との情報共有」は3,198 (64.32%)、「要望・苦情への対応」が3,129 (62.93%)と続きます。

これらの5項目については、「複数で担当」しているという回答が全体の60%以上となり、「一人で担当」も含めると85%以上が担当を置いているという結果となりました。

一方、「地域の保健医療機関等との連携」「虐待ケースの具体的な支援方法を関係機関と検討・ 討議」「放課後子供教室との打ち合わせ、協議会への参加」を、仕事内容としているのは、全体の 30%にも満たないという結果となりました。

「虐待ケースの具体的な支援方法を関係機関と検討・討議」については、全体の30%以上が「一人で担当」すると回答しており、窓口を一本化するために「一人で担当」していることが考えられます。得られた情報の共有方法や情報の取り扱いについては予め検討しておく必要があります。

12 経験年数と資格・研修

<経験年数>

個別調査 Q9-1-4 指導員としての経験年数(4,972)

	2018年調査	参考·2012年調査					
2年未満	972 (19.55%)	31.6%					
2年以上3年未満	616 (12.39%)	13.2%					
3年以上5年未満	843 (16.95%)	18.9%					
5年以上10年未満	1,177 (23.67%)	22.7%					
10年以上20年未満	1,000 (20.11%)	13.6%					
20年以上	214 (4.30%)	調査なし					
無回答•回答無効	150 (3.02%)						

	2018年調査
職場において、全員の職員が経験年数3年以上	585 (31.72%)
職場において、全員の職員が経験年数3年未満	104 (5.64%)

経験年数5年未満の指導員が2,431人(48.08%)です。2012年の調査結果である63.66%と比較すると、経験年数5年未満の指導員の割合は減っていますが、「指導員の処遇改善」「有期雇用や期限付き雇用などの導入により継続就労ができない」「運営主体の変更に伴い、雇用が不安定になる」などの課題は依然として抱えています。

1か所の学童保育ですべての指導員が経験年数3年以上の職場は31.72%、すべての指導員が経験年数3年未満の職場も5.64%あります。

「運営指針」では、職員体制について、次のような考え方が示されています。

第4章 放課後児童クラブの運営 1. 職員体制

- ・子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たって は、長期的に安定した形態とすることが求められる。
- ・放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録 作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

国は、2017年度から、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しています。この予算も活用して、子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう、長期的に安定した雇用が確保されることが必要です。

<「放課後児童支援員」の資格について>

個別調査 Q8-3 2017年度までに認定資格研修を受講修了した人数(10,329)

認定資格研修終了 4,133 (40.01%)

個別調査 Q9-1-1 「放課後児童支援員」の資格の有無(4,972)

資格有り 3,102 (62.39%)

個別調査 Q9-1-1 1支援の単位中の有資格者の人数(4,972)

O人/週20時間以上勤務の該当者なし	416 (22.63%)
1人	463 (25.19%)
2人	511 (27.80%)
3人	257 (13.98%)
4人	109 (5.93%)
5人	82 (4.46%)

市町村調査 Q6-3、4 2017年度までの受講者数および継続就労

受講者数	41,859
受講者ゼロ・未把握	26
無記入	49

就労継続	33,010(79.01%)
就労継続者ゼロ・未把握 *受講者ゼロを除く	11
無記入	57

個別調査 Q8-4 放課後児童支援員の基礎要件のいずれに該当する人数(未修了者を含む)(10,331)

1,905	(18.44%)
88	(0.85%)
2,103	(20.36%)
2,178	(21.08%)
410	(3.97%)
41	(0.40%)
20	(0.19%)
22	(0.21%)
1,726	(16.71%)
652	(6.31%)
1,186	(11.48%)
	88 2,103 2,178 410 41 20 22 1,726 652

「子ども・子育て支援新制度」により、これまで示されていなかった国としての学童保育の基準が 厚生労働省令によって示され、「放課後児童支援員」という資格が創設されました。

「省令基準」では、職員の資格と員数について次のように定められています。

(職員)

- 第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援 員を置かなければならない。
 - 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

「放課後児童支援員」の資格は、保育士などの基礎資格をもとに、都道府県などが行う「放課後児童支援員認定資格研修」を修了することにより、付与されます。

個別調査の「2017年度までに認定資格研修を受講修了した人数」は4,133人で全体の40.01%という結果となりました。「放課後児童支援員」の資格が創設されてから3年で約4割の指導員が資格を付与されたことになります。個別調査の「『放課後児童支援員』の資格の有無」では、有資格者は全体の63.39%という結果となっていますが、「放課後児童支援員」の配置について、経過措置期間が設けられていることから、基礎資格のみの指導員も含まれています。

個別調査の「1支援の単位中の有資格者の人数」では、1支援の単位中の有資格者の人数は、「2人」が27.80%、ついで「1人」が25.19%、「3人」13.98%でした。「0人/週20時間以上勤務の該当者なし」も22.63%ありました。

市町村調査の「2017年度までの受講者数および継続就労」では、2017年度までに「放課後児童支援員認定資格研修」を受講し、「放課後児童支援員」の資格を付与された者は、41,859人となっています。しかし、調査当時に就労を継続している指導員は33,010人、「放課後児童支援員」の資格を付与された者のうち、79.01%となっています。つまり2割強の「放課後児童支援員」が離職をしているということになります。

「放課後児童支援員」の離職の理由としては、処遇改善がすすんでいないことがあげられます。「省令基準」は2014年4月に発出されましたが、2018年4月に改定施行された「省令基準」では、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」が基礎資格に加えられました。この基礎資格の拡大への影響については、今後の動向についての分析が必要です。

「2017年度までに認定資格研修を受講修了した人数」が全体の約4割であること、1支援の単位中の有資格者数が「1人」という学童保育が25%を越えていること、放課後児童支援員の資格を付与された者のうち、約2割強が離職していることをふまえると、引きつづき「放課後児童支援員認定資格研修」の実施による有資格者の確保が必要です。

<研修について>

|市町村調査 Q6-10、11 自治体主催の新任・現任研修の有無 (複数回答)(1,125)

	2018年調査		2012年調査		2007年調査	
都道府県主催	478	(42.49%)	596	6 (40.71%)	448	(29.59%)
市町村主催	362	(32.18%)	590			
新任・現任研修がない	419	(37.24%)	868	(59.29%)	1066	(70.41%)
無回答	25	(2.22%)				

市町村調査 Q6-10 自治体主催の新任研修の有無 (2018年度調査は複数回答)(1,125)

2018年記	調査		2012	年調査	2007	年調査
新任研修がある	313	(27.82%)	190 (13.01%) 1	190 (13.01%)		
都道府県主催	212	(18.84%)			146	(9.75%)
市町村主催	118	(10.49%)				
新任研修がない	787	(69.96%)	1,270	(86.99%)	1,352	(90.25%)
無回答	25	(2.22%)				
合計	1,125		1,460		1,498	

個別調査 Q9-1-15 自治体主催の新任研修(4.972)

参加した	1,824	(36.69%)
不参加	559	(11.24%)
研修なし	1,884	(37.89%)
無回答	716	(14.40%)
合計	4,983	

個別調査 Q9-1-16 自治体主催の現任研修への参加(複数回答)(4,972)

市町村主催	2,524	(50.76%)
都道府県主催	2,074	(41.71%)
不参加	767	(15.43%)
研修なし	611	(12.29%)

市町村調査「自治体主催の新任・現任研修の有無」では、2007年度、2012年度の詳細な実態調査と比較して、自治体主催の新任・現任研修が増えてきていることがわかります。市町村調査「自治体主催の新任研修の有無」では、都道府県主催の新任研修が212件(18.84%)、市町村主催の新任研修が118件(10.49%)という結果となりました。2007年度、2012年度の詳細な実態調査と比較すると、新任研修を実施している自治体が増えてきているといえますが、いまだに実施していない自治体が787件(69.96%)あることは大きな課題です。個別調査「自治体主催の新任研修」においても、1,884件(37.89%)が「研修なし」と回答しています。自治体主催のほか、事業者や地域の指導員組織が開催する新任研修に参加していることも考えられますが、いずれにしても、研修の機会をさらに確保していく必要があります。

|市町村調査 Q6-12 自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助があるか(1,125)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査
ある	390 (34.67%)	800 (54.68%)	700 (46.79%)
ない	108 (9.60%)	663 (45.32%)	796 (53.21%)
情報提供	602 (53.51%)		
無回答	25 (2.22%)		
合計	1,125	1,463	1,496

自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助についての質問したところ、2007年調査では700件(46.79%)の自治体が、2012年調査では800件(54.68%)の自治体が、「ある」と回答しています。しかし、2018年調査では390件(34.67%)にとどまっています。2018年調査では、自治体主催の研修以外の研修や学習の機会について、「情報提供」にとどまっている自治体が602件(53.51%)という結果となりました。

|市町村調査 Q6-13 自治体主催の研修以外に研修・学習の機会の保障や援助があるか(1,125)

参加費・受講料の保障	269	(68.97%)
勤務として給与が発生	298	(76.41%)
代替職員の確保	106	(27.18%)
交通費・交通手段の保障	298	(76.41%)
その他	24	(6.15%)

個別調査 Q9-1-18 そのほかの研修・学習の機会の保障や援助(複数回答)

研修費の保障	3,345	(67.28%)
研修を勤務に位置付け	3,376	(67.90%)
代休の保障	1,551	(31.19%)
交通費の保障	3,589	(72.18%)
交通手段の確保	3,460	(69.59%)
研修の紹介	1,275	(25.64%)
何もない	132	(2.65%)

個別調査 Q9-1-17 その他の研修への参加(複数回答)

指導員学校	813	(16.35%)
全国研	530	(10.66%)
他の研修	2,453	(49.34%)
不参加	1,407	(28.30%)

具体的な保障や援助の内容については、市町村調査、個別調査ともに「参加費・受講料の保障」「研修を勤務に位置づける」「交通費の保障」があげられました。

放課後児童クラブ運営指針では、研修について次のように書かれています。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上 3. 事業内容向上への取り組み

- 3. 事業内容向上への取り組み (2) 研修等
- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修の みならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童支援員等は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努める。
- 放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修 受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発 への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

今後も自治体には自治体主催の研修を充実させること、運営主体には自治体主催の研修以外の 研修・学習の機会の保障や援助を充実させることが求められています。

13 待遇

<賃金形態>

個別調査 Q9-1-5 賃金形態(4,776)

_	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
月給	2,132 (42.88%)	59.0%	48.2%	58.8%
日給月給	195 (3.92%)	2.2%	7.7%	7.8%
時給月給	2,419 (48.65%)	38.2%	43.6%	31.8%
その他	27 (0.54%)	0.6%	0.5%	1.6%
無回答	213 (4.28%)	_	_	-
合計	4,986			

市町村調査 Q6-2 〈賃金支給別〉※障害児加配分は含まず

	公営	民営
時給·日給	25,103 (68.65%)	15,630 (25.13%)
月給	9,722 (26.59%)	6,144 (9.88%)
未把握		36,486 (58.66%)
無回答	1,739 (4.76%)	3,939 (6.33%)
総数	36,564 (100.00%)	62,199 (100.00%)

市町村調査 Q6-2〈雇用別〉※障害児加配分は含まず

	公営	民営
有期雇用	32,103 (87.80%)	10,441 (16.78%)
期限なし	2,458 (6.72%)	5,598 (9.00%)
未把握		41,681 (67.01%)
無回答	2,003 (5.48%)	4,479 (7.20%)
総数	36,564 (100.00%)	62,199 (100.00%)

個別調査 Q8-2Q 雇用形態ごとの人数(総数1,838)

総数	10,331
常勤	3,074 (29.76%)
非常勤等(長期)	6,077 (58.82%)
非常勤等(短期)	1,023 (9.90%)
その他	157 (1.52%)

個別調査「賃金形態」をみると、2012年調査では「月給」が全体の59.0%だったのが、今回の調査では2,152件(42.88%)と、50%を割り込む結果となりました。一方、「時給月給」は38.2%から2,419件(48.65%)へと増加しています。

市町村調査「賃金支給別」においても、公営、民営ともに「時給・日給」制となっている学童保育が「月給」制の学童保育を上回っているという結果となりました。市町村調査「雇用別」でも、公営、民営ともに「有期雇用」となっている学童保育が「期限なし」の学童保育よりも多くなっています。

こうした調査結果から、指導員の勤務実態として、勤務時間が安定せず、年間通して不規則な勤務実態が考えられます。あわせて、安定した指導員体制から短時間の指導員をつなぎあわせてやりくりをする体制に変化していることが危惧されます。

「運営指針」では、に、「(3)子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる」(第4章 放課後児童クラブの運営 1.職員体制)とされています。学童保育の目的・役割を果たすためにも、指導員の安定的・継続的な雇用は喫緊の課題と言えます。

また、市町村調査「賃金支給別」の民営では、36,486件(58.66%)が実施を把握しておらず、「雇用別」の民営も、41,681件(67.01%)が実態を把握していないという結果となりました。

なお、個別調査「雇用形態ごとの人数」では、「常勤」は3,074 (29.76%)で、「非常勤職員(長期)」は、常勤職員の約2倍となる6,077 (58.82%)を占める結果となりました。学童保育を必要とする子どもたちが安全に安心して継続的に過ごせる「生活の場」を保障するためには、常勤職員を中心とした職員体制を構築することが求められます。

<年収>

個別調査 Q9-1-6 年収(4,972)

50万円]未満	171	(3.44%)
50万円]以上~100万円未満	809	(16.27%)
100万	円以上~150万円未満	1,428	(28.72%)
150万	円以上~200万円未満	712	(14.32%)
200万	円以上~250万円未満	731	(14.70%)
250万	円以上~300万円未満	391	(7.86%)
300万	円以上~350万円未満	206	(4.14%)
350万	円以上~400万円未満	79	(1.59%)
400万	円以上	148	(2.98%)
無回答	· 回答無効	297	(5.97%)
合計		4,972	

	2018年	F調査
年収150万円未満の職員のみで構成されている	807	(43.8%)
年収250万円以上の職員が複数在籍している	237	(12.8%)

一般的に「ワーキングプア」と言われる年収200万円未満の指導員が3,120件(62.75%)と依然として指導員の処遇改善が大きな課題であると考えられます。

2014年の実態調査では、「半数以上の指導員は年収150万円未満」「週5日以上勤務する指導員であっても、150万円未満46.2%、150万円以上300万円未満31.3%、300万円以上5.4%」という結果でした。

調査対象を「週20時間以上勤務する指導員」に限定した今回の調査でも、年収150万円未満の指導員が2,408件(48.43%)にのぼります。一方、年収150万円以上300万円未満が1,834件(36.88%)、300万円以上が433件(8.71%)と改善が見られたのは、資格と配置基準が「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、「従うべき基準」として定められたことも後押しとなって、一部の市町村で、運営費補助基準額の増額、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」も活用して、指導員の処遇改善がすすんだことの表れと考えられます。

<国や市町村による処遇改善の取り組み>

市町村調査 Q6-6、7 処遇改善の取り組み(1,125)

	放課後児童支援員等	放課後児童支援員
	処遇改善等事業	キャリアアップ処遇改善事業
利用した	227 (20.18%)	208 (18.49%)
利用しない	885 (78.67%)	904 (80.36%)
無回答	13 (1.16%)	13 (1.16%)

|市町村調査 Q6−5 指導員の人材確保にあたって、計画・予定していること(複数回答)(1,125)

	公営
ホームページ	314 (27.91%)
広報	396 (35.20%)
給与面の改善	197 (17.51%)
ハローワーク	404 (35.91%)
求人業者	74 (6.58%)
その他	106 (9.42%)
無回答	53 (4.71%)

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用した自治体は227件(20.18%)、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を利用した自治体は208件(18.49%)に留まっています。ともに80%前後の自治体が活用してないということになります。

市町村調査「指導員の人材確保にあたって、計画・予定していること」では、「広報」396件 (35.20%)、「ハローワーク」404件 (35.91%)、「ホームページ」314件 (27.91%)という結果となりました。募集を中心に取り組まれていることがわかります。しかし「給与面の改善」については197件17.51%に留まっています(ともに複数回答)。

「放課後児童支援員」を確保できなければ、学童保育を継続して運営することや必要とする地域 に学童保育を開設することができなくなります。また、子どもたちに安心して安全に過ごせる「生活 の場」を継続的に保障していくという学童保育の役割を果たすためにも、「放課後児童支援員」の配 置は必要不可欠です。

「放課後児童支援員」を確保するためには、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」などを活用し、指導員の処遇を改善していく必要があります。

<待遇等>

個別調査 Q9-1-7 昇給制度、Q9-1-8 退職金制度 (4,972)

	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
昇給制度有り	1,978 (39.78%)	48.1%	46.7%	47.9%
退職金制度有り	1,187 (23.87%)	38.4%	28.7%	41.5%

昇給制度・退職金制度ともに、長期的に安定した雇用・就労継続を支えるものになってはいません。これでは、子どもとの安定的なかかわりを継続することは困難です。

公営の学童保育では、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員の処 遇だけを改善するわけにはいかない」ことを理由に、処遇改善がすすまない市町村もあります。

個別調査 Q9-1-9 手当(複数回答)(4,972)

通勤手当	3,463	(69.65%)
時間外手当	3,024	(60.82%)
休日手当	1,383	(27.82%)
住宅手当	222	(04.47%)
扶養手当	295	(05.93%)
役職手当	741	(14.90%)
ない	490	(09.86%)

所定労働時間を超えた分の勤務に対しては、時間外手当が支給されることが法的に定められていますが、「時間外手当」があるのは3024件(60.82%)でした。1日の所定労働時間が4時間場合は、4時間を超えて勤務しても法定労働時間を超えない場合には、使用者には、割増賃金を支払う義務はありません。このことが「時間外手当がない」と回答した背景にあると推察されます。

個別調査 Q9-1-10~14 労働保険、社会保険、就業規則、雇用契約書、健康診断(複数回答) (4.972)

(., - / - /				
	2018年調査	2012年調査	2007年調査	2003年調査
労働保険の加入有り	3,744 (75.30%)	91.4%	80.5%	75.9%
社会保険の加入有り	2,828 (56.88%)	63.5%	62.5%	61.8%
就業規則有り	4,069 (81.84%)	85.1%	79.5%	78.2%
雇用契約書有り	4,130 (83.07%)	_	_	_
健康診断の保障有り	3,798 (76.39%)	_	_	_

労働保険は、パートやアルバイトで働いていても1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、 法的に加入が義務づけられていますが、加入有りは3,744件(75.30%)です。

社会保険は、2017年度から、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業に勤務する短時間労働者に加え、被保険者数が500人以下の企業のうち、次の「ア」または「イ」に該当する事業所に勤務する短時間労働者も適用対象となっています。しかし、学童保育における加入割合は増えていません。

【新たに適用拡大となった事業所】

次のアまたはイに該当する、被保険者が常時500人以下の事業所

ア. 労使合意(働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること)に基づき申出をする法人・個人の事業所

イ. 地方公共団体に属する事業所

加入割合が増えていないのは、「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減する」 「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるならば勤務時間数を削減する」などの事例が見受けら れることも要因の一つと考えられます。

労働者の就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的細目について、労働基準法に基づいて定められた就業規則は事業所単位で労働者が10人に達したときに作成届出の義務が生じます。前述の「Q8-1 指導員の総数」の回答からもわかるように、学童保育は労働者が10人未満のところも多く、「ない」ところも2割弱あることが考えられます。

使用者と労働者との間で労働条件を明確にするために交わす雇用契約書は、「ある」が4,130件 (83.07%) でした。

VI 保護者負担・おやつ

14 保護者負担

<保育料・利用料>

市町村調査 Q9 保育料・利用料などの保護者負担について

Q9-1 保育料・利用料などの保護者負担があるか(1,125) 保護者負担がある 1,071 (95,20%)

保護者負担がある	1,071	(95.20%)
保護者負担がない	54	(4.80%)
無回答	0	(0.00%)

【Q9-1で1と回答した方】Q9-2 どのような保護者負担があるか(複数回答)(1,071)

保育料•利用料	1,001 (93.46%)
延長料金	452 (42.20%)
おやつ代	729 (68.07%)
教材費	217 (20.26%)
その他	244 (22.78%)
無回答	2 (0.19%)

個別調査 Q11-1 保育料・利用料があるか(1,838)

			(参考)2007年調査	(参考)2012年調査
ある	1,697	(92.33%)	92.9%	98.6%
ない	137	(7.45%)	7.1%	1.4%
無回答	4	(0.22%)	_	_

^{※2007}年調査、2012年調査は、おやつ代も含めた設問

【Q11-1で1と回答した方】Q11-2 1年生の標準的な月額はいくらか(1,697)

	
(参考)2012年調査	
満 37.4%	
0000円未満 52.0%	
-15000円未満 8.4%	
15000日本個	
2.2%	
-20000円未満	
以上 0.0%	
1	

保育料・利用料を保護者から徴収する学童保育は9割を超えています。1年生の標準的な月額は、「2,000円以上4,000円未満」が330件(19.45%)、「4,000円以上6,000円未満」が444件(26.16%)、

「6,000円以上8,000円未満」が369件(21.74%)、「8,000円以上10,000円未満」が222件(13.08%)とばらつきがありますが、10,000円未満が全体の8割を占めます。一方、「10,000円以上」も282件(16.62%)あります。

<軽減措置>

市町村調査 【Q9-1で1と回答した方】Q9-3 保育料・利用料の軽減措置があるか(1,071)

軽減措置がある	892 (83.29%)
軽減措置がない	166 (15.50%)
無記入	13 (1.21%)
合計	1,071

【Q9-3で1と回答した方】Q9-4 軽減措置の対象は(複数回答)(892)

ひとり親	384	(43.05%)
住民税非課税世帯	379	(42.49%)
きょうだい	517	(57.96%)
生活保護(就労している)	622	(69.73%)
生活保護(就労していない)	543	(60.87%)
就学援助	221	(24.78%)
所得階層に応じて	76	(8.52%)
無記入	15	(1.68%)

【Q9-3で1と回答した方】Q9-5 保育料・利用料の軽減の方法は(複数回答)(892)

全額徴収しない	480	(53.81%)
一律に免除	582	(65.25%)
所得に応じて免除	85	(9.53%)
支払い後、償還	112	(12.56%)
その他	82	(9.19%)
無記入	11	(1.23%)

【Q9-3で1と回答した方】Q9-6 軽減分の運営主体への補助があるか(892)

ある	220	(24.66%)
ない	597	(66.93%)
無記入	75	(8.41%)
合計	892	

【Q9-6で1と回答した方】Q9-7 補助額はいくらか(複数回答)(220)

軽減した分、全額	169	(76.82%)
軽減した分の一部	53	(24.09%)
無記入	1	(0.45%)

2007年調査では、「減免がある」「減免がない」がほぼ同割合でしたが、2012年調査では「減免がある」が6割弱となり、2018年調査では「軽減措置がある」9割に近くなっています。しかし、まだ軽減措置がない学童保育があり、軽減措置がないことから、経済的に厳しい家庭や一人親家庭など学童保育を切実に必要としている家庭が利用できない原因となっています。

個別調査 Q11-3 保育料・利用料の減免・補助など軽減措置があるか(1,838)

			(参考)	(参考)
			2007年調査	2012年調査
ある	1,471 (80.03%	(る) 減免がある	50.7%	57.4%
ない	217 (11.819	6) 減免はない	48.0%	42.3%
		その他	1.3%	0.3%
無回答	150 (8.16%	6)		

^{※2007}年調査、2012年調査は減免についての設問(自治体数)、2018年調査は、補助も含めた軽減措置に ついての設問(学童保育数)

【Q11-3で1と回答した方】Q11-4 どこが軽減しているか(複数回答)(1,471)

運営体	570	(38.75%)
行政が運営体に補助	303	(20.60%)
行政が保護者に補助	637	(43.30%)
無回答	46	(3.13%)

運営主体の自助努力で軽減措置を行っているところが570件(38.75%)もあります。行政の関与が望まれます。

【Q11-3で1と回答した方】Q11-5 軽減の対象は(複数回答)(1.471)

an ocica dozziani	_	TT //50	07 N] 3N 100 (
ひとり親		581	(39.50%)
非課税世帯		740	(50.31%)
きょうだいの入所		887	(60.30%)
生活保護(就労している)		841	(57.17%)
生活保護(就労していない)		630	(42.83%)
就学援助		327	(22.23%)
所得階層に応じて		218	(14.82%)
無回答		67	(4.55%)

「減免がある」場合、どのような減免措置か(自治体数) (複数回答あり)

	2007年調査	2012年調査	
生活保護世帯	583 (77.5%)	660 (80.0%)	
非課税世帯	325 (43.2%)	394 (47.8%)	
弟妹入所家庭	286 (38.0%)	310 (37.6%	
高学年	16 (2.1%)	6 (0.7%)	
		母子家庭	235 (28.5%)
その他	357 (47.5%)	父子家庭	198 (24.0%)
		その他	309 (37.5%)

(

)内は「ある」と回答した825自治体との割合

【Q11-3で1と回答した方】Q11-6 保育料・利用料の軽減の方法は(複数回答)(1,471)

全額徴収しない	632 (42.96%)
一律に一部免除	925 (62.88%)
所得に応じて免除	242 (16.45%)
免除分が償還	189 (12.85%)
その他	49 (3.33%)
無回答	147 (9.99%)

「どのような減免措置か」の「その他」は、「準要保護世帯」「就学援助世帯」「特別の事情から 必要と認めた者」「保護者の事故・病気家庭」「災害被災家庭」「出席日数に応じた減免」などがあ りました。

具体的な軽減の対象としては、「きょうだいの入所」887件(60.30%)、「生活保護(就労している)」 841件(57.17%)、「非課税世帯」740件(50.31%)が5割を超えています。

軽減の方法は、「一律に一部免除」が925件(62.88%)です。また、「免除分が償還」189件(14.06%) との回答は個人給付に近いものとして理解できます。

|市町村調査|Q9-8 公営で学童保育を運営している自治体に聞く。保育料の長期未納者はいるか(632)

長期未納者がいる	299	(47.31%)
長期未納者がいない	304	(48.10%)
無回答	29	(4.59%)
合計	632	(100.00%)

【Q9-8で1と回答した方】Q9-9 どのように対応しているか(299)

担当課が電話、訪問	265	(88.63%)
担当課以外が請求	18	(6.02%)
現場の管理職	11	(3.68%)
指導員	11	(3.68%)
何もしない	0	(0.00%)
その他	39	(13.04%)
無回答	2	(0.67%)

15 おやつ

市町村調査 Q10-1 おやつはあるか(1,129)

ある	990	(87.69%)
一部ではない	67	(5.93%)
ない	63	(5.58%)
不明	8	(0.71%)
無回答	1	(0.09%)

個別調査 (1,838)

- /// / / / / / / / / / / / / / / / / /	- , ,			
			(参考)	(参考)
			2007年調査	2012年調査
ある	1,725	(93.85%)	93.2%	96.3%
ない	105	(5.71%)	6.8%	3.7%
無回答	8	(0.44%)		

【Q10-1で1と回答した方】Q10-2 どのように提供しているか(1,725)

業務の一環として提供	1,470	(85.22%)
公的機関用意	20	(1.16%)
民間業者に委託	60	(3.48%)
保護者会が用意	101	(5.86%)
保護者が個人で用意	67	(3.88%)
無回答	7	(0.41%)

学童期の子どもの毎日の生活の場である学童保育では、身体的な発達の側面からも補食としてのおやつは欠かせません。「運営指針」でも「栄養面や活力面から必要」とされています(第3章1の [4]の⑦)。市町村調査では、990件(87.69%)の地域で何らかの形でおやつが提供されています。 個別調査でも1,725件(93.85%)の学童保育でおやつを提供しているという結果でした。

ほとんどの学童保育ではおやつは提供されていますが、学童保育の生活で保障すべき基本的な内容でありながら、「保護者会が用意」「保護者が個別に用意している」とあるように保護者が用意するところが168件(9.74%)ありました。おやつの提供にあたっては、実施主体である市町村や運営主体が責任をもって提供することが求められます。

くおやつ代の徴収・金額>

個別調査【Q10-1で1と回答した方】Q10-3 おやつ代の徴収があるか(1,725)

ある	847	(49.10%)
ない	817	(47.36%)
無回答	61	(3.54%)

【Q10-3で1と回答した方】Q10-4 月額はいくらか(847)

1,000円未満	78	(9.21%)
1,000円以上2,000円未満	469	(55.37%)
2,000円以上3,000円未満	257	(30.34%)
3,000円以上	24	(2.83%)
保育料に含まれる	0	(0.00%)
無回答	19	(2.24%)

個別調査によると、おやつを提供している学童保育の約半数が保護者からおやつ代を徴収しています。おやつ代の金額は、7割弱の学童保育が月額2,000円未満ですが、3,000円以上の学童保育もあります。

Ⅶ 安全対策・児童の保険

16 学童保育の安全対策

<学童保育で起きた事故・ケガについて>

市町村調査 Q11 学童保育で起きた事故・ケガについて

Q11-1 学童保育で起きた事故・ケガ(治療に要する期間が30日以上の負傷をのぞき、応急処置が必要な程度)を把握しているか(1.125)

			2012年調査
公営のみ把握	519	(46.13%)	711(52.4%)
公営・民営とも把握	466	(41.42%)	439(32.3%)
把握していない	137	(12.18%)	132(9.7%)
無回答	3	(0.27%)	その他: 76(5.6%)
合計	1,125		1,358

個別調査 傷害保険に加入しているか(公費か保護者負担かは問わず)(1,838)

加入している	1,816	(98.80%)
加入していない	5	(0.27%)
無回答	17	(0.92%)

|個別調査 | 賠償保険に加入しているか(1,838)

加入している	1,223 (66.54%)
加入していない	507 (27.58%)
無回答	108 (5.88%)

学童保育で起きた事故・ケガについては、ほとんどの自治体で把握していると回答しています。 しかし、「省令基準」「運営指針」が策定され、「地域子ども・子育て支援事業」(市町村事業) に位置づけられ、自治体の責務が強まったにもかかわらず、「把握していない」と回答している自 治体が137件(12.18%)となっており、2012年度調査の9.7%よりも増えています。

また、保険については、ほとんどの学童保育が傷害保険に加入していますが、賠償保険に関しては1,223件(66.54%)にとどまっています。保育中の身近なケガ等に対応できるように傷害保険へ加入していると思われます。しかし、何らかの事情で賠償責任が問われた場合に備えておく必要があります。

「省令基準」には、「賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない」(第21条)、「運営指針」では、「運営主体は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である」(第6章2(2)事故やケガの防止と対応)とあります。

市町村調査Q11-2 学童保育で起きた事故・ケガの情報をその後の安全対策に活用しているか(1,125)

			2012	年調査
活用している	875	(77.78%)	1,0	010(76.0%)
活用していない	234	(20.80%)	2	272(20.5%)
無回答	16	(1.42%)	その他:	47(3.5%)
合計	1,125			1,329

【Q11-2で1と回答した方】Q11-3 どのように活用しているか(875)

			2012年調査
事故情報を分析し研修に活用	136	(15.54%)	198(19.7%)
事故情報を施設・職員で共有	724	(82.74%)	802(79.8%)
その他	58	(6.63%)	33(3.3%)
無記入	7	(0.80%)	

事故・ケガに関する情報を、その後の安全対策に活用しているかについては、8割近くの自治体が活用していると回答しています。2012年度調査と大きな差がみられませんでした(「活用していない」は微増(0.31%)しています)。

活用の仕方では、「事故情報を施設・職員で共有」と回答している自治体が724件(82.74%)となっていますが、「事故情報を分析し研修に活用」と答えている自治体は136件(15.54%)にとどまっています。自治体として事故やケガを防止するための具体的な方策が求められています。

<学童保育の安全対策・危機管理について>

個別調査Q12 学童保育の安全対策·危機管理について

学童保育で行われている安全対策・危機管理について、学童保育で実施されていること(複数回答) (1,838)

日常的に管理・点検している	1,741	(94.72%)
救急用品の点検・補充	1,748	(95.10%)
消防署や病院の一覧を掲示	1,000	(54.41%)
応急処置等の研修を受けている	1,471	(80.03%)
感染防止対策を理解している	1,325	(72.09%)
避難経路・非常口を確保してある	1,631	(88.74%)
安全管理の指導員の役割が明確	1,266	(68.88%)
災害等の訓練をしている	1,467	(79.82%)
不審者の侵入防止訓練をしている	859	(46.74%)
来訪者への対応やチェックをしている	1,098	(59.74%)
不審者情報への体制を整備している	1,043	(56.75%)
子どもの経路を把握している	1,268	(68.99%)
災害時の対応を保護者に周知している	1,085	(59.03%)
無回答	13	(0.71%)

安全対策・危機管理に関して、実施されていることを個別調査で聞いたところ、「救急用品の点検・補充」1,748件(95.10%)、「日常的に管理・点検している」1,741件(94.72%)、「避難経路・非常口を確保してある」1,631件(88.74%)が約9割の学童保育で行われています。一方、不審者対応では、実際に侵入防止訓練を行っているところは859件(46.74%)にとどまっています。

「災害時の対応を保護者に周知している」が1,085件(59.03%)と低く、何かあったときの学童保育としての対応を保護者と共有できていない状況は、早急に改善していく必要があります。

市町村調査 Q12-1 危機管理や安全対策の「マニュアル」や「手引き」などを作成しているか(1,125)

			2012年調査
作成している	588	(52.27%)	385(29.1%)
作成していない	536	(47.64%)	936(70.9%)
無回答	1	(0.09%)	
合計	1,125		1,321

【Q12-1で1と回答した方】Q12-2「マニュアル」や「手引き」はどのような内容か(複数回答)(588)

火災	467	(79.42%)
不審者対策	421	(71.60%)
自然災害	523	(88.95%)
その他	175	(29.76%)
無記入	1	(0.17%)

個別調査 Q12-2 現在、食物アレルギーのある子どもが在籍しているか(1,838)

いる	1,208	(65.72%)
いない	563	(30.63%)
無回答	67	(3.65%)

個別調査 Q12-3 予防策として行っていること(複数回答)(1,838)

アレルギーの研修を受ける	933	(50.76%)
応急処置・救急法の研修を受ける	983	(53.48%)
消防署や病院の一覧を掲示	520	(28.29%)
保護者からの情報を指導員への周知	1,571	(85.47%)
子どもたちに理解してもらう	582	(31.66%)
食器を区別する	450	(24.48%)
エピペンの携帯を把握する	546	(29.71%)
その他	123	(6.69%)
無回答	194	(10.55%)

危機管理や安全対策の「マニュアル」や「手引き」を作成していると回答した自治体は588件 (52.27%)です。2012年度調査では29.1%だったので、約1.8倍の増加です。「マニュアル」や「手引き」の内容については、「省令基準」「運営指針」に取り上げられている自然災害・防災・防犯について、多くの自治体で作成されています。

しかし、半数弱の自治体が未だに「マニュアル」や「手引き」が作成されていないと回答し、こうした取り組みが運営者や各職場任せになっている可能性があります。

市町村調査Q12-2Q12-3 災害時の水や食料の備蓄は何日分か(複数回答)(1,125)

1日分	95	(8.44%)
2日分	120	(10.67%)
学校の備蓄	427	(37.96%)
無回答	495	(44.00%)

「災害時の水や食料の備蓄は何日分か」は、今回はじめて調査した項目です。災害時の備蓄を学 童保育独自でおこなっているところは、215件(19.11%)でした。また、学童保育の学校内開設が 50%を超えていることもあり、学校の備蓄を充当するところも427件(37.96%)あり、何らかのか たちで備蓄されているとれるところは642件(57.07%)でした。

Ⅲ 父母会・保護者会

17 父母会・保護者会

今回の個別調査では、保護者の自主的な団体・組織としての「父母会・保護者会」の有無と開催 の頻度、内容について調査しました。

学童保育の施策や事業内容の拡充、また、保護者と指導員が協力・連携しながら子育てしていく うえで、「父母会・保護者会」などの保護者の組織は欠かせません。「運営指針」にも、保護者及 び保護者組織との連携の必要性、大切さが示されました。

放課後児童クラブは、「省令基準」と「運営指針」にもとづいて運営されるようになり、一定の 水準の質の確保がされました。一方で、各市町村の条例に基づく事業であり、さらに運営主体の多 様化がすすんでいます。公設公営だった学童保育に指定管理者制度が導入されたり、運営に疲弊し ていた学童保育に、企業参入の動きがあります。それも相まって、「父母会・保護者会」のありか たに変化がでてきました。保護者の自主的な団体・組織としての「父母会・保護者会」は徐々に減 少しています。

個別調査 Q14 父母会・保護者会について

Q14-1 保護者の自主的な団体・組織としての「父母会・保護者会」はあるか(1,839)

ある	855	(46.52%)
ない	962	(52.34%)
無回答	21	(1.14%)

【Q14-1で「ある」と回答した方】Q14-2 開催頻度はどのくらいか(855)

月1回	96	(11.23%)
隔月程度	46	(5.38%)
年4回	216	(25.26%)
年1~2回	374	(43.74%)
不定期	101	(11.81%)
無回答	23	(2.69%)

【Q14-1で「ある」と回答した方】Q14-3 どのようなことが議題・話題になるか(複数回答)(855)

保育報 告	507	(59.30%)
注意事項伝達	479	(56.02%)
運営状況報告	514	(60.12%)
行事準備	507	(59.30%)
保護者交流	450	(52.63%)
保育懇談	207	(24.21%)
その他	97	(11.35%)
無回答	154	(18.01%)

今回の調査では、保護者の自主的な団体・組織としての「父母会・保護者会」が「ある」という回答は855件(46.52%)でした。「学童保育の運営形態が多様化していること」「なかには、『父母会・保護者会』がないことを特色としている営利目的の学童保育があること」「保護者の意識の変化」などが、今回の回答につながっていると考えられます。

開催の頻度については、「年1~2回」が374件(43.74%)と最も多く、続いて「年4回」が216件(25.26%)です。また、「月1回」は96件(11.21%)、「隔月程度」も46(5.38%)でした。

「父母会・保護者会」での議題・話題は、「運営状況報告」が514件(60.12%)、「保育報告」が507件(59.30%)、「行事準備」が507件(59.30)%、「注意事項伝達」が479件(56.02)%、「保護者交流」が450件(52.63%)でした。

個別調査 Q14-4 運営主体が、保護者を集めて保育内容の説明や報告を行う場はあるか(1,838)

ある	1,229	(66.87%)
ない	471	(25.63%)
無回答	138	(7.51%)

【Q14-4で「ある」と回答した方】Q14-5 開催頻度はどのくらいですか(1,229)

月1回	59	(4.80%)
隔月程度	18	(1.46%)
年4回	146	(11.88%)
年1~2回	887	(72.17%)
不定期	66	(5.37%)
無回答	53	(4.31%)

今回の調査では、運営主体が保護者を集めて保育内容や報告を行なう場を設けているという回答が1,229件(66.87%)ありました。また、「ない」という回答が471件(25.63%)ありました。 開催頻度は「年 $1\sim2$ 回」が最も多く、887件(71.17%)でした。

区 評価と今後の検討事項

18 自己評価

個別調査 Q13-3 「放課後児童クラブ運営指針」に記された、運営内容の定期的な自己評価をしているか(1.838)

している	835	(45.43%)
していない	907	(49.35%)
無回答	96	(5.22%)

個別調査 Q13-4 「放課後児童クラブ運営指針」を学習する機会があるか(1,838)

機会がある	1,073	(58.38%)
機会がない	670	(36.45%)
無回答	95	(5.17%)

個別調査 Q13-5 「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて、ふりかえりをしているか(1,838)

している	959	(52.18%)
していない	765	(41.62%)
無回答	114	(6.20%)

「運営指針」第7章3(3)に記された自己評価をしているという回答は835件(45.43%)で、 半数以下の学童保育での実施に留まっています。一方、「運営指針」の学習は1,073件(58.38%)、 「運営指針」にもとづいて、ふりかえることも959件(52.18%)の学童保育が取り組んでいますが、 半数近くで行われていない現状があります。「運営指針」には「評価の結果については、職員間で 共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす」(第7章の3[3])とあります。学 習、研修の機会が全職員に与えられることや、職場内での打ち合わせや事例検討等を行うことが、 勤務時間内にできるようにすることなどは、運営主体の課題です。

19 学童保育にかかわる検討事項

|市町村調査| Q16 学童保育にかかわる施策の検討事項について | Q16-1 今後、学童保育にかかわる施策の検討事項があるか(1.125)

検討事項がある	722	(64.18%)
検討事項がない	393	(34.93%)
無回答	10	(0.89%)

【Q16-1で1と回答した方】Q16-2 どのような内容か(複数回答)(722)

	-	
学校内への移行	274	(37.95%)
学校外施設の確保	214	(29.64%)
設置者の変更	21	(2.91%)
運営主体の変更	214	(29.64%)
研修の実施	94	(13.02%)
保護者の組織化	18	(2.49%)
その他	267	(36.98%)
無回答	1	(0.14%)

「今後、学童保育にかかわる施策の検討事項があるか」という設問に、722件(64.18%)の自治体が「検討事項がある」と回答しています。その内容は、「学校内への移行」が274件(37.95%)、「運営主体の変更」が214件(29.64%)、「学校外施設の確保」が214件(29.64%)です。

「放課後子ども総合プラン」をもとに「学校内への移行」をすすめようとしている自治体がある一方で、学童保育の開設場所の確保として学校内にとどまらず、「学校外施設」もその視野に入れている自治体も一定数見受けられます。また、94の自治体が「研修の実施」を取り上げており、学童保育の質の向上が期待されていることの現れと考えられます。「運営主体の変更」については、民間委託などの推進を検討する自治体が一定数あることが予想されます。

市町村調査 【児童数10人未満の放課後児童クラブ】

Q15 自治体からの補助金はつぎのどれか

厚生労働省	44
総務省	0
補助なし	6
無回答	1,790

2012年度の詳細な実態超調査では、厚生労働省の補助金は、児童数10人以上が対象でした。そのため、補助金を受けていた学童保育は、2割弱でした。その2割の中には、自治体が独自の補助で行われていたところもありました。また、そのうち、総務省からの特別交付金も含まれていました。しかし、厚生労働省の補助金が10人未満も対象になり、ほとんどのクラブが、補助金を受けています。

学童保育(放課後児童クラブ)詳細な実態調査票(2018年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [市区町村名 [] 全国地方公共団体コード [] 担当部署名 [記入者名 ()連絡先 TEL ()
Q 1 からQ16 までの問いにお答えください。 [回答の方法] …選択肢から該当するものに〇を記入、[] …数値を記入してください。
Q 1 学童保育の入所要件についてお聞きします
Q1-1 自治体として、入所要件を決めていますか
1 決めている 2 決めていない
【Q1-1で1と回答した方にお聞きします】Q1-2 自治体として入所要件を決めている場合、
つぎのうち、どれですか(複数回答可)
□ 1 保護者が就労していること(自営・パート等、基本的にすべての就労を含む)。
2 母親が妊娠中であるか、または出産後間がないこと(産前8週、産後8週) 0 (日本本が原原 4/2) かに際保護すること
3 保護者が病気、負傷、心身に障害があること
4 保護者が同居、または長期入院している親族の介護・看護をしていること 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること
9 育児休業取得中に、当該児童以外にすでに学童保育・保育施設を利用している児童がい
- 3
10 上記に類すると認められる状況にあること
Q1-3 自治体として、入所に関わる優先的な取り扱いがありますか
1 優先的な取り扱いがある 2 優先的な取り扱いがない
【Q1-3で1と回答した方にお聞きします】 Q1-4 優先的な取り扱いがある場合、つぎのう
ち、どれですか(複数回答可)
1 ひとり親家庭
2 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
3 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
■ 4 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
5 児童が障害を有する場合
6 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
7 保護者が育児休業を終了した場合
8 兄弟姉妹(多胎で生まれた者を含む)について同一の学童保育の入所を希望する場合
9 その他市町村が定める事由
Q 2 学童保育の定員についてお聞きします
Q2-1 自治体として、学童保育の定員を決めていますか
1 決めている 2 決めていない
1 条例 2 規則 3 要綱 4 その他()

【Q2-1で1と回答した方にお聞きします】Q2-3 何人ですか。どのように決めていますか。
1 一律に[]人と定めている 2 施設ごとに広さによって定めている
Q3 学童保育の待機児童についてお聞きします
※待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用(登録)できなかった児童数」として、つぎのように定義
されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理
由で利用(登録)できなかった児童」。
Q3-1 自治体として、学童保育の待機児童を把握していますか
1 把握している 2 把握していない
【2018年5月1日現在の実施状況調査のQ7で、待機児童ゼロと答えた自治体にお聞きします】Q3
-2 待機児童がいない理由はつぎのうち、どれですか(複数回答可)
1 定員がない 2 定員に達していない
3 増設して対応している
5 自治体独自の放課後児童対策で対応している 6 ほかの学童保育と調整している
7 その他
[] 7 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Q4 学童保育の施設についてお聞きします
Q4-1 自治体として、一人あたりの広さを決めていますか
1 決めている 2 決めていない
【Q4-1で1と回答した方にお聞きします】Q4-2 何で決めていますか
1 条例 2 規則 3 要綱 4 その他()
【Q4-1で1と回答した方にお聞きします】Q4-3 決めている場合、どのくらいの広さですか
児童一人当たり[]m ²
【Q4-1で1と回答した方にお聞きします】Q4-4 経過措置がありますか
1 経過措置がある 2 経過措置がない
【Q4-4で1と回答した方にお聞きします】Q4-5 経過措置がある場合、それはどのようなも
のですか(複数回答可)
1 「xx 年まで」
3 「当分の間、適用しない」
4 「既存の施設には該当しない」
Q4-6 「専用区画」について、自治体としてどのように考えていますか(複数回答可)
1 専用の建物・部屋を用意している
2 間仕切り等で区切ったスペースを用意している
3 その他
Q4-7 「専用区画」について、どのような実態ですか(複数回答可)
1 開所していない時間帯も、ほかの事業等に利用しない
2 開所していない時間帯は、ほかの事業等に利用している
3 別目的の施設・部屋を、学童保育の時間帯のみ借用している
Q5 学童保育の設備機器についてお聞きします
Q5-1 自治体として、必要な設備機器を決めていますか
1 決めている 2 決めていない

【Q5-1で1と回答した方にお聞きします】Q5-2 何で決めていますか								
1	条例 2 規則	3 星	要綱4 その他()			
[Q5-	- 1 で 1 と回答した方にお	聞きしま	ます】Q5-3 決めてV	いる場合、	つぎのうち、どれですか			
(複数回	回答可)							
1	生活室	2	遊戯室・プレイルーム	3	静養室・スペース			
4	事務室・スペース	5	トイレ	6	台所			
7	手洗い場	8	足洗い場	9	避難口			
10	子ども用のロッカー	11	冷蔵庫	12	湯沸かし設備			
13	本棚	14	シャワー設備	15	収納スペース			
16	電話	17	ネット機器	18	印刷機・コピー機			
19	冷暖房器具	20	多目的トイレ	21	防災情報の受信機			
22	懐中電灯・防災ライト	23	防災用具	24	緊急時の通報装置等			
25	消火設備	26	事務机	27	子ども用の机・テーブル			
28	倉庫	29	指導員用のロッカー	30	食器棚			
31	下駄箱	32	傘立て	33	カーテン			
34	毛布	35	救急箱	36	防犯用具			
37	その他							
Q5 - 4	採光についての基準を	設けてい	ますか					
1	設けている 2 記	受けていた	2 V)					
Q6 指導員についてお聞きします								
Q 6 — 1	自治体内の指導員の約	総数は何ん	人ですか []人					

※公営・民営などの運営形態や、正規・非常勤・嘱託・パート等の雇用形態の別は問いません。

Q6-2 運営形態ごと、雇用形態ごとの人数は、それぞれ何人ですか

※障害児加配分は含みません

			週 20 時間未満	週 20 時間以上	
		週の勤務時間数			
			[]人	[] 人	
公	指導員数	給与の計算方法	時給・日給	月給	
営	[]人	帕子切削并刀丛	[]人	[]人	
		雇用期間の定め	有期雇用	期限の定めのな	
			[]人	い雇用[]人	
	指導員数	週の勤務時間数	週 20 時間未満	週 20 時間以上	把握していない
		迦UJ到伤时间数	[]人	[]人	[]人
民		給与の計算方法	時給・日給	月給[]人	把握していない
営	[]人	和子の計算力法	[]人		[]人
		雇用期間の定め	有期雇用	期限の定めのな	把握していない
		作用粉间のため	[]人	い雇用[]人	[]人

Q6-3 2017 年度までに「放課後児童支援員認定資格研修」を受講修了したのは何人ですか []人

Q6-4 受講修了者のうち、現在、就労継続しているのは何人ですか []人

Q6-5 指導員の人材確保にあたって、自治体として計画・予定していることはありますか(複
数回答可)
1 自治体のホームページで募集している
2 自治体の広報で募集している
3 時給単価など給与面を改善した(または、その予定)
4 ハローワークなど公的な機関を利用する
5 民間の求人媒体を利用する
6 その他
Q6-6 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を利用しましたか
1 利用した 2 利用しない
Q6-7 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を利用しましたか
1 利用した 2 利用しない
Q6-8 自治体としての指導員の配置基準がありますか
1 配置基準がある 2 配置基準がない
【Q6-8で1と回答した方にお聞きします】Q6-9 有資格者の配置については、どのような基
準ですか(複数回答可)
1 有資格者を1名配置
2 有資格者を2名配置
3 有資格者を3名以上配置
<u>4</u> その他
Q6-10 自治体主催の新任研修がありますか(複数回答可)
1 都道府県主催の新任研修がある 2 市町村主催の新任研修がある
3 新任研修がない
1 都道府県主催の現任研修がある 2 市町村主催の現任研修がある
3 現任研修がない
■ Q6-12 自治体主催の研修のほかに研修・学習の機会の保障や援助がありますか
1 保障や援助がある 2 保障や援助がない 3 研修について情報提供がある
【Q6-12で1と回答した方にお聞きします】Q6-13 どのような援助がありますか(複数回答可)
1 参加費・受講料の保障
2 勤務として給与が発生する
3 代替職員の確保
4 交通費・交通手段の保障
5 その他
Q7 学童保育の開設日・開設時間についてお聞きします
Q7-1 自治体として、年間の開設日を決めていますか
1 「250 日以上」と決めている 2 「日曜・祝日、年末年始をのぞく毎日」と決めている
3 決めている (その他) 4 決めていない
【Q7-1で1~3と回答した方にお聞きします】Q7-2 何で決めていますか
1 条例 2 規則 3 要綱 4 その他()
Q7-3 土曜日の開設について、自治体として決めていることがあります
1 決めている (開設する) 2 決めていない (施設によって異なる)

【Q/一3℃1と回合した方にお聞きします】Q/一4 開設している場合、日数について、つさの
うち、どれですか
1 すべての土曜日に開設している 2 学期中の土曜日のみ開設している
3 長期休暇中の土曜日のみ開設している 4 その他
【Q7-3で1と回答した方にお聞きします】Q7-5 開設している場合、複数の「支援の単位」
を合同にして開設している事例がありますか
1 合同にして開設している事例がある 2 合同にして開設している事例はない
Q7-6 夏休みは開設していますか(土日祝等の通常の休日を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7-7 冬休みは開設していますか(土日祝等の通常の休日、年末年始を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7-8 春休みは開設していますか(土日祝等の通常の休日を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7−9 秋休みがある場合、開設していますか(土日祝等の通常の休日を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7-10 自治体として、開所時間を決めていますか
1 決めている 2 決めていない
【Q7-10で1と回答した方にお聞きします】Q7-11 自治体として、開所時間を決めている場合、
平日の開所時間は何時何分から何時何分までですか。代表的なケースを24時表示(時:分)でお答え
ください。[:] から [:] まで
【Q7-10で1と回答した方にお聞きします】Q7-12 自治体として、開所時間を決めている場合、
土曜日の開所時間は何時何分から何時何分までですか。代表的なケースを24時表示(時:分)でお答
えください。[:]から[:]まで
【Q7-10で1と回答した方にお聞きします】Q7-13 自治体として、開所時間を決めている場合、
学校休業日の開所時間は何時何分から何時何分までですか。代表的なケースを24時表示(時:分)で
お答えください。[:]から[:]まで
Q7-14 開設日・開設時間について、今後、自治体として計画・予定していることはありますか
1 ある 2 ない
【Q7-14で1と回答した方にお聞きします】Q7-15 ある場合、つぎのうち、どのようなことで
すか(複数回答可)
1 開設日を増やす 2 開設時間を延ばす(終了時刻を遅くする)
3 開設時間を延ばす (開所時刻を早める) 4 その他
【Q7-15で1と回答した方にお聞きします】Q7-16 「開設日を増やす」ことを検討している場
合、具体的にどのようなことですか
1 開設日数を「250日以上」にする 2 土曜日を開設する
□□□ 3 日祝日を開設する □□□ 4 お盆休みを開設する
5 その他
Q8 障害のある子どもの入所についてお聞きします
Q8-1 入所している支援の単位数 []、人数 []人
Q8-2 障害のある子どもの受け入れについての支援体制がありますか
1 支援体制がある 2 支援体制がない

[Q8-	-2で1と回答した方にお聞きします】Q8-3 どのような支援体制がありますか(複数回
答可)	
1	指導員向けの研修プログラム
2	巡回指導
3	療育相談活動
4	国の「放課後児童クラブ障害児受入推進事業」「障害児受入強化推進事業」の利用
5	市町村独自の加算
6	放課後デイサービスなど地域の専門機関・専門職との連携
Q 8 – 4	4 医療的ケア児の受け入れはありますか 支援の単位数 []、人数 []人
	保育料・利用料などの保護者負担についてお聞きします
	1 保育料・利用料などの保護者負担がありますか
	保護者負担がある2 保護者負担がない
_	- 1で1と回答した方にお聞きします】Q9-2 どのような保護者負担がありますか(複数
回答可)	
	保育料・利用料
2	延長料金
3	おやつ代
4	教材費
5	
がありる	- 1で1と回答した方にお聞きします】Q9-3 保育料・利用料の減免・補助など軽減措置 はよか、
1	- 軽減措置がある
	- 3で1と回答した方にお聞きします】Q9-4 軽減措置の対象は(複数回答可)
1	ひとり親 2 住民税非課税世帯
3	きょうだい 4 生活保護(就労している)
5	生活保護(就労していない) 6 就学援助
7	所得階層に応じて
	3で1と回答した方にお聞きします】Q9-5 保育料・利用料の軽減の方法は(複数回答可)
\bigcap_{1}	全額徴収しない
2	一律に一部免除され、それ以外を支払う
3	所得に応じて免除され、それ以外を支払う
4	規定の額を支払うが、後日、免除分が償還される
5	その他
[Q9-	-3で1と回答した方にお聞きします】Q9-6 軽減分の運営主体への補助がありますか
1	補助がある 2 補助がない
[Q9-	- 6で1と回答した方にお聞きします】Q9-7 補助額はいくらですか(複数回答可)
1	軽減した分に対して、全額
2	軽減した分に対して、一部
Q9-8	3 公営で学童保育を運営している自治体にお聞きします。保育料の長期未納者はいますか
1	未納者がいる 2 未納者はいない

夢をのぞ
などを作 可)

Q12-3 災害時の水や食料の備蓄は何日分ですか
1 1日分 2 数日分 3 学校の備蓄をあてる
Q13 長期休暇のみの受け入れについてお聞きします
Q13-1 長期休暇のみの受け入れをしていますか
1 受け入れをしている 2 受け入れをしていない
【Q13-1で1と回答した方にお聞きします】Q13-2 どのような方法ですか(複数回答可)
1 定員内であれば、既存の支援の単位に受け入れる
2 定員オーバーするも可として、既存の支援の単位に受け入れる
3 新たに支援の単位を立ち上げる
Q14 国の基準とは別の項目、上乗せした市町村の条例があるかどうかについてお聞きします
Q14-1 市町村の条例に、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」とは別の項
目、上乗せがありますか (反社会的勢力の排除を除く)
1 別の項目、上乗せがある 2 別の項目、上乗せがない
【Q14-1で1と回答した方にお聞きします】Q14-2 どのような内容ですか(複数回答可)
1 広さ
2 指導員の配置基準
3 指導員の資格
4 避難訓練
Q15 「放課後子ども総合プラン」についてお聞きします
Q15-1 「放課後子ども総合プラン」を策定していますか
1 策定している 2 策定していない
Q16 学童保育にかかわる施策の検討事項についてお聞きします
Q16-1 今後、学童保育にかかわる施策の検討事項がありますか
1 検討事項がある 2 検討事項がない
【Q16-1で1と回答した方にお聞きします】Q16-2 どのような内容ですか(複数回答可)
1 設置場所の変更(学校施設内への移行)
2 設置場所の変更(学校外施設の確保)
3 設置者の変更
4 運営主体の変更
5 研修の実施
6 保護者の組織化
7 その他

…調査項目は以上です。ご多忙のところ、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

2018年6月1日

学童保育(放課後児童クラブ)御中

全国学童保育連絡協議会 会長 木田保男

詳細な実態調査(個別調査)ご協力のお願い

日頃より、子どもたちが安全に安心して過ごせる学童保育(放課後児童クラブ)のためにご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

私たち全国学童保育連絡協議会は、学童保育の保護者と指導員でつくる全国の都道府県の連絡協議会で組織された団体です。1967年に結成し、50年余年にわたって活動しています。保護者と指導員が書き手となる月刊『日本の学童ほいく』の発行や、研修の開催などを通じて、よりよい学童保育をつくる取り組みをすすめてきました。また、学童保育の現状と課題を明らかにするために、必要な調査活動に取り組んでいます。毎年の実施状況調査のほか、原則5年ごとに市区町村と個別の学童保育を対象として詳細な実態調査を行っています。

このたび、5年ごとの詳細な実態調査として、無作為抽出で選んだ 455 市町村のなかの 4259 「支援の単位」を対象に調査を行います。つきましては、こちらの学童保育にご協力いただきたく、調査票をお届けいたしました。ご多忙の折、お手数をおかけしてしまい、誠に恐縮に存じますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

学童保育は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の放課後および土曜日・長期休業中の「生活の場」です。学童保育を必要とする家庭は増え続けており、2017年5月現在、「支援の単位」数2万9287に114万人を超える子どもたちが学童保育に入所しています(全国学童保育連絡協議会調査)。国は厚生労働省令で学童保育の基準を定め、「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。学童保育指導員は資格を必要とする仕事であると位置づけられ、2015年度から各地の学童保育はこれらの基準と指針にもとづいて運営されています。また、指導員の処遇改善や常勤配置のための国の補助金もあらたに設けられました。

一方、2017年末の閣議決定「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る『従うべき基準』については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」とされたことを受け、基準の廃止も含めて、議論がすでに進められています。学童保育の現場で、「子どもの安全性の確保」をするためには、指導員不足を解消する必要があること、指導員は専門的な知識や技能を備えている必要があること、さまざまな困難を抱えながら生活する家庭も増えており、ますます専門的な力量が求められるようになっていることは、現場で実感されていることと存じます。

私たちは、ご回答いただいた結果をもとに、学童保育をめぐる現状と課題を把握し、国に対して必要な予算の増額などを求めるなど、抜本的な解決をめざして広く発信していく所存です。お手数ですが、なにとぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

* 最終ページに回答方法について記しましたので、ご確認ください。

*記入された内容にかかわって、プライバシーやその他の情報が外部にもれたり公表されることは絶対にありません。

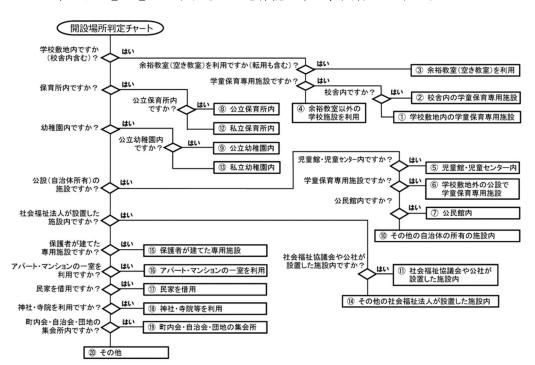
学童保育(放課後児童クラブ)詳細な実態調査票(2018年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [学童保育(放課後児童クラブ)の名称 [] 記入者名 [] 連絡先 TEL [
NOTE TO SERVICE TO SER
Q 1 からQ15 までの問いにお答えください。 [回答の方法] …選択肢から該当するものに〇を記入、[] …数値を記入してください。
Q 1 学童保育の運営主体・運営形態についてお聞きします
Q1-1 学童保育の運営主体・運営形態はつぎのどれですか
1 公立公営 (注) 「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合
2 公社・社会福祉協議会 a 委託 b 補助 c 代行
3 運営委員会 a 委託 b 補助 c 代行()
4 父母会・保護者会 a 委託 b 補助 c 補助無 d 代行
5 NPO法人 a 委託 b 補助 c 補助無 d 代行
6 民間企業 a 委託 b 補助 c 補助無 d 代行
7 その他法人等 a 委託 b 補助 c 補助無 d 代行
【Q1-1で7と回答した方にお聞きします】Q1-2 その他法人等が運営している場合、具体的
にどこですか。
a 私立保育所 b その他の社会福祉法人 c 学校法人 d その他
【Q1-1でa、b、dと回答した方にお聞きします】Q1-3 行政から補助金を受け取っている場
合、受け取っているのはだれですか
1 単体の運営体
2 複数の学童保育を運営する運営体

Q2 学童保育の開設場所はつぎのどれですか

このチャートで①~②のいずれなのかを確認のうえ、回答してください



	1 学校敷地内の学童保育専用施設					
	2 校舎内の学童保育専用施設					
	- 3 余裕教室(空き教室)を利用					
	- 4 余裕教室以外の学校施設を利用(施設名=)	
	- 5 児童館・児童センター内					
	- 6 学校敷地外の公設で学童保育専用施設					
	- 8 公立保育所内					
	5 9 公立幼稚園内					
	- 10 その他の自治体の所有の施設内(施設名=)	
	= │11 社会福祉協議会や公社が設置した施設内					
	= 12 私立保育所内					
	= 13 私立幼稚園内					
	- │14 その他の社会福祉法人が設置した施設内					
	- 15 保護者が建てた専用施設					
	- 16 アパート・マンションの一室を利用					
	- 17 民家を借用					
]18 神社・寺院等を利用					
]19 町内会・自治会・団地の集会所					
	20 その他(施設名=)				
Q 3	3 学童保育の設備機器についてお聞きします					
	3 学童保育の設備機器についてお聞きします 3-1 つぎの設備機器がありますか					
		a 専用 [b 共	用		e ない
Q 3	3-1 つぎの設備機器がありますか	a 専用 [a 専用 [b 共 b 共	_	_	c ない c ない
Q 3	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋)			:H _		
Q 3 1 2	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム	a 専用	b 共	:用 [:用 [cない
Q 3 1 2 3 4	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース	a 専用 a 専用	b 共 b 共	:用 [:用 [:用 [c ない c ない
Q 3 1 2 3 4	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所	a 専用 a 専用 a 専用	b 共 b 共 b 共			c ない c ない c ない
Q 3 1 2 3 4 5	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ	a 専用 [a 専用 [a 専用 [a 専用]	b b b b t b			c ない c ない c ない c ない
Q 3 1 2 3 4 5	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所	a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用 [a 専用]	b b b b b b b b			c ない c ない c ない c ない
Q 3 1 2 3 4 5 6 7	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場	a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用]	b 共 共 共 b b b b b b b			c ない c ないい c ないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場	a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用]	b b b b b b b b			c ない c c c c c c c c c c c c c c c c c c
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難ロ 子ども用のロッカー 冷蔵庫	a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用]	b b b b b b b b b			c ない c c c c c c c c c c c c c c c c c c
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	3-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難口 子ども用のロッカー	a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用] a 専用 [a 専用]	b b b b b b b b b b b b b b b b b b b			ccccccccccccccccccccccccccccccccccccc
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難ロ 子ども用のロッカー 冷蔵庫	a 専 用 用 a 専 再 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	b b b b b b b b b b b b b b b b b b b	用用用用用用用用用		c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難口 子ども用のロッカー 冷蔵庫 湯沸かし設備	a 専用 a 専用 a 専用 a 専用用 a 専 専用用 a 専 専用用 a 専 専用用 a 専 専用用 a 専 専用用 a 専 専用用	b b b b b b b b b b b b b b b b b b b	用用用用用用用用用用		c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難口 子ども用のロッカー 冷蔵庫 湯沸かし設備 本棚	a 専 用 用 a 専 再 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	bbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbb	用用用用用用用用用用用		c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難口 子ども用のロッカー 冷蔵庫 湯沸かし設備 本棚 シャワー設備	a 専用 a 専用 a 専 専用 a 専 専 専 専 専 専 専 専 専 専 専 再 用 用 用 用 用 用 用 用	bbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbb	用用用用用用用用用用用用		ここここここここここここここここここここここここここここここここここここここ
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難口 子ども用のロッカー 冷蔵庫 湯沸かし設備 本棚 シャワー設備 収納スペース	a p a p a p a p a p p p p p p p p p p p	bbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbbb	用用用用用用用用用用用用用		ここここここここここここここここここここここここここここここここここここここ
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 遅難ロ 子ども用のロッカー 冷蔵庫 湯沸かし設備 本棚 シャワー設備 収納スペース 電話	a 専用 a 専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専専	b b b b b b b b b b b b b b b b b b b	用用用用用用用用用用用用用用		こここここここここここここここここここここここここここここここここここここここ
Q 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	8-1 つぎの設備機器がありますか 生活室(生活の中心となって、くつろげる部屋) 遊戯室・プレイルーム 静養室・スペース 事務室・スペース トイレ 台所 手洗い場 足洗い場 避難口 子ども用のロッカー 冷蔵庫 湯沸かし設備 本棚 シャワー設備 収納スペース 電話 ネット機器	a p a p a p a p a p p p p p p p p p p p	b b b b b b b b b b b b b b b b b b b	用用用用用用用用用用用用用用用		ここここここここここここここここここここここここここここここここここここここ

個別調査

21	防災情報の受信機		a 専用	b 共用 c ない	
22	懐中電灯・防災ライト		a 専用	b 共用 c ない	
23	防災用具		a 専用	b 共用 c ない	
24	緊急時の通報装置等		a 専用	b 共用 c ない	
25	消火設備		a 専用	b 共用 c ない	
26	事務机		a 専用	b 共用 c ない	
27	子ども用の机・テーブル		a 専用	b 共用 c ない	
28	倉庫		a 専用	b 共用 c ない	
29	指導員用のロッカー		a 専用	b 共用 c ない	
30	食器棚		a 専用	b 共用 c ない	
31	下馱箱		a 専用	b 共用 c ない	
32	傘立て		a 専用	b 共用 c ない	
33	カーテン		a 専用	b 共用 c ない	
34	毛布		a 専用	b 共用 c ない	
35	枚急箱		a 専用	b 共用 c ない	
36	防犯用具		a 専用	b 共用 c ない	
[0	- 1 定員はありますか 1 定員がある 2 定員がない 2 4-1で1と回答した方にお聞きします】 Q4-2 4-1で1と回答した方にお聞きします】 Q4-1 市区町村 2 運営主体 3 その1 市区町村 2 運営主体 3 その1 専用の場所、施設・設備があり、専任の指導 2 専用の場所、施設・設備があり、専任の指導 3 専用の場所、東任の指導員が登録されている 4 その他	-3 記 他 望員が配 員が配置	能が定員を決っ 置されている 置されているだ	めていますか ら が、いずれかが継続的でな	人
Q 5	学童保育の入所児童数についてお聞きします				
Q 5	5-1 入所児童数の総数は何人ですか []	人			
Q 5	5 − 1 学年ごとの入所児童数は何人ですか				
1	年生[]人				
	2年生[]人				
	年生[]人				
	年生[]人				
	年生[]人				
	年生 []人				
そ	一の他 []人				
	障害のある子どもの入所についてお聞きします1 障害のある子どもは何人、入所しています		Г ¬ ,		

Q6-2 障害のある子どもに加配されている職員は何人ですか []人

Q7 学童保育の開設日・開設時間についてお聞きします
Q7-1 年間開設日数は何日ですか []日
Q7-2 学期中の土曜日は開設していますか
1 はい 2 いいえ
【Q7-2で1と回答した方にお聞きします】Q7-3 土曜日はどのように開設していますか
1 すべての土曜日に開設している
2 月2回程度、開設している
3 複数の支援の単位が合同で開設している
Q7-4 夏休みは開設していますか(土日祝等の通常の休日を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7-5 冬休みは開設していますか(土日祝等の通常の休日、年末年始を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7-6 春休みは開設していますか(土日祝等の通常の休日を除く)
1 開設している 2 開設していない 3 開設していない日も[] 日間ある
Q7-7 平日の標準的な開所時間は何時から何時までですか。該当する時間帯を塗りつぶしてくだ
さい
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
Q7-8 土曜日の標準的な開所時間は何時から何時までですか
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
Q7-9 学校休業日の標準的な開所時間は何時から何時までですか
7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22
Q7-10 子どもたちは学童保育からどのように帰宅しますか(複数回答可)
1 子どもだけで帰る
2 同じ方向に帰る子どもたちがまとまって帰る
3 指導員が、途中まで送る
4 年間を通して、保護者のお迎えを義務づけ、またはお願いをしている
5 時期を限定して、保護者のお迎えを義務づけ、またはお願いをしている
□ 6 時間を限定して、保護者のお迎えを義務づけ、またはお願いをしている □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
8 その他
Q8 指導員についてお聞きします
Q8-1 指導員の総数は何人ですか [] 人 ※障害のある子どもの加配職員を含む
Q8-2 雇用形態ごとの人数は何人ですか
常勤職員[]人
非常勤・嘱託・パート・アルバイト職員(長期)[]人
非常勤・嘱託・パート・アルバイト職員(短期)[]人
その他[]人
Q8-3 2017 年度までに、認定資格研修を受講修了した方は何人ですか []人

Q8-4 放課後児童支援員は	、基礎要件のい	いずれに該当す	する人数は何/	しですか (未修	で了者を含む)
1 保育士資格を有する者[〕人				
2 社会福祉士の資格を有する	5者[]人				
3 学校教育法(昭和22年法	律第 26 号)の	規定による高	等学校(旧中等	等学校令(昭和	18年勅令第
36 号)による中等学校を含む	む。) 若しくは	中等教育学校	を卒業した者、	同法第90条	第2項の規定
により大学への入学を認めら	られた者若しく	は通常の課程	とによる 12 年の	つ学校教育を修	を了した者(通
常の課程以外の課程により、	これに相当する	5学校教育を修	修了した者を含	さむ。) 又は文	部科学大臣が
これと同等以上の資格を有る	すると認定した	_者(第九号に	おいて「高等	学校卒業者等」	という。) で
あって、2年以上児童福祉	事業に従事した	:もの[]	人		
4 教育職員免許法第四条に共	見定する免許が	でを有する者「] 人		
5 学校教育法の規定によるプ	大学(旧大学令	(大正7年勅	令第 388 号)(こよる大学を含	きむ。) におい
て、社会福祉学、心理学、教	效育学、社会学	生、芸術学若し	くは体育学を	専修する学科	又はこれらに
相当する課程を修めて卒業し	_た者 []	人			
6 学校教育法の規定によるプ	大学において、	社会福祉学、	心理学、教育	学、社会学、	芸術学若しく
は体育学を専修する学科又	はこれらに相談	当する課程に	おいて優秀な月	成績で単位を	修得したこと
により、同法第 102 条第 2 項	頁の規定により	大学院への入	、学が認められ	た者 [] .	人
7 学校教育法の規定によるプ	大学院において	7、社会福祉学	、心理学、教	育学、社会学	、芸術学若し
くは体育学を専攻する研究科	斗又はこれらに	1相当する課程	を修めて卒業	した者[〕人
8 外国の大学において、社会	会福祉学、心理	L学、教育学、	社会学、芸術	学若しくは体	育学を専修す
る学科又はこれらに相当する	る課程を修めて	「卒業した者 [] 人		
9 高等学校卒業者等であり、	かつ、2年以	人上放課後児童	健全育成事業	に類似する事	業に従事した
者であって、市町村長が適当	当と認めたもの)[]人			
10 5年以上事業に従事したる	皆であって、 市	町村長が適当	iと認めたもの	[]人	
Q9 Q8-1で回答した指導。	員のうち、週	20 時間以上、	勤務する指導	員についてお	聞きします
Q9-1仕事内容と労働条件に	ついて、それ	ぞれの職員の詞	該当するものに	こ○をつけてく	ください
1 「放課後児童支援員」の資格	の有無				
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
2 仕事内容					
a 学校との情報共有	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 保護者への連絡・情報共有	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 防災・防犯対策	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
d 要望・苦情への対応	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
e 児童虐待早期発見への取り組	み				
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
f 地域組織との情報交換や相互	 交流				
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
g 児童館やその他公共施設等の	<u>——</u> 積極的活用				
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
h 地域住民との連携、協力	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
i 地域の保健医療機関等と連携	→ π±6 □	=	=		
	A職員	B職員	C職員	D職員	 E職員
j虐待ケースの具体的な支援内容			C職員	D職員	E職員

1 放課後子供教室との打ち合わせ	、協議会への参	加			
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
3 2017 年度の年間勤務実績(2	 018 年度に新たに	 就職された方に	<u></u> は月平均×12 かり	 月で算定してく	<u></u> ださい)
a ∼1000 時間	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 1001~1500 時間	A職員	B職員	C職員	 D職員	E職員
c 1501~2000 時間	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
d 2001 時間~	A職員	 B職員	C職員	 D職員	E職員
4 指導員としての経験年数					
a 2年未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 2年以上3年未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 3年以上5年未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
e 5年以上10年未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
f 10年以上20年未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
g 20年以上	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
5 賃金形態					
a 月給	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 日給月給	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 時給月給	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
d その他	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
6 年収(2018年度に新たに就職さ	れた方は月平均×	12 か月で算定	してください)		
a 50 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 50 万円以上 100 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 100 万円以上 150 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
d 150 万円以上 200 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
e 200 万円以上 250 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
f 250 万円以上 300 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
g 300 万円以上 350 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
h 350 万円以上 400 万円未満	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
i 400 万円以上	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
7 昇給制度の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
8 退職金制度の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
9 手当の有無					
a 通勤手当	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 時間外手当	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 休日手当	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
d 住宅手当	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
e 扶養手当	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
f 役職手当	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
gない	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
10 労働保険の加入の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
11 社会保険の加入の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
12 就業規則の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
13 雇用契約書の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員

個別調査

14 健康診断の保障の有無	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
15 自治体主催の新任研修への参	参加不参加				
a 参加した	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 参加していない	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 研修がない	A職員	B職員	□□C職員	D職員	E職員
16 自治体主催の現任研修への参	参加不参加				
a 市町村主催の研修に参加した	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 都道府県主催の研修に参加した	ż				
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
c 参加していない	A職員	B職員	□□C職員	D職員	E職員
d 研修がない	A職員	B職員	 C職員	D職員	E職員
17 その他の研修への参加不参加					
a 全国学童保育指導員学校に参加	叩した				
	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 全国学童保育研究集会に参加	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
c そのほかの研修に参加した	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	E
d 参加していない	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	E職員
18 そのほかの研修・学習の機会	 会の保障や援助	 助の有無			
a 研修費の保障	A職員	B職員	C職員	D職員	E職員
b 交通費の保障	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
c 交通手段の確保	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
d 研修の紹介	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
e 研修を勤務として位置づける	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
f 代休の保障	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
g なにもない	 A職員	 B職員	 C職員	 D職員	 E職員
Q10 学童保育のおやつについて	こお聞きします	す			
Q10-1 おやつはありますか					
1 はい 2 いいえ					
 【Q10-1で1と回答した方にお	聞きします】	Q10-2 E	のように提供	 もしていますか	7
1 業務の一環として、指導員が提供している					
2 公的機関が用意し、指導員が提供している					
3 民間業者に委託し、指導員が提供している					
4 保護者会が用意し、指導員が提供している					
5 保護者各人が用意し、届けている/持たせている					
【Q10-1で1と回答した方にお聞きします】Q10-3 おやつ代の徴収がありますか					
1 ある 2 ない (倒					
【Q10-3で1と回答した方にお				ゔすか	
1 1000 円未満					
2 1000 円以上 2000 円未満					
3 2000 円以上 3000 円未満					
4 3000 円以上					

Q11 伢	R護者負担についてお聞きします		
Q11-1	保育料・利用料がありますか		
1	ある 2 ない		
[Q11-	- 1 で 1 と回答した方にお聞きします】Q11-2	1年生の標準的な月額はいくら	ですか
1	2000 円未満		
2	2000 円以上 4000 円未満		
3	4000 円以上 6000 円未満		
4	6000 円以上 8000 円未満		
5	8000 円以上 10000 円未満		
6	10000 円以上 12000 円未満		
7	12000 円以上 14000 円未満		
8	14000 円以上 16000 円未満		
9	16000 円以上 18000 円未満		
10	18000 円以上 20000 円未満		
11	20000 円以上		
	保育料・利用料の減免・補助など軽減措置が	ありますか	
1	はい2 いいえ		
_	- 3で 1 と回答した方にお聞きします】Q11-4	どこがしていますか	
	運営体		
2	行政が運営体に補助		
3	行政が保護者に補助		
	- 3で1と回答した方にお聞きします】Q11-5	軽減の対象は(複数回答可)	
1	ひとり親		
2	非課税世帯		
3	きょうだいの入所		
4	生活保護(就労している)		
5	生活保護(就労していない)		
6	就学援助		
7	所得階層に応じて		(
_	- 3 で 1 と回答した方にお聞きします】Q11 — 6	保育科・利用科の軽減の方法は	(複数凹合
可)	全額徴収しない		
$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix}$	全領領収しない 一律に一部免除され、それ以外を支払う		
3	所得に応じて免除され、それ以外を支払う		
4	規定の額を支払うが、後日、免除分が償還され	Z	
5	が成たの領を文払うが、後日、光味力が頂座されて その他	<i>∖.</i> ∽	
	1 9 7 117		

- Q12 学童保育で行われている安全対策・危機管理についてお聞きします
- Q12-1 学童保育で行われている安全対策・危機管理について、学童保育で実施されていることは何ですか(複数回答可)

\Box_1	日常的に、施設・備品・遊具の管理・点検・清掃・整理整頓および配置の工夫をしている
2	救急用品(感染症対策として嘔吐処理セット含む)の点検・補充をしている
3	消防署への連絡案文や病院の一覧を作成し、掲示している
4	応急処置・救急法の訓練・研修を受けている
5	市町村や運営主体が作成した感染防止に関する対策や感染症等に罹患した子どものへの対
	応について理解している
6	避難経路・非常口を確保してある
7	安全管理に関して、指導員の役割を明確にしている
8	火災や地震・水害などの災害等に備えて、訓練を定期的に実施している
9	不審者の侵入防止として、訓練を定期的に実施している
10	不審者の侵入防止として、来訪者への対応やチェックをしている
11	不審者等の情報が入った場合の対処方法や体制を整備している
12	学校から学童保育、学童保育から自宅までの子どもの経路を把握している
13	災害時の避難ルートや避難場所、子どもの引き渡し方法について、保護者へ事前周知して
	いる
Q12-2	現在、食物アレルギーのある子どもが在籍していますか
1	在籍している 2 在籍していない
Q12-3	 予防策として行っていることは何ですか(複数回答可)
1	アレルギーについての研修を受ける
2	応急処置・救急法の訓練・研修を受ける
3	消防署への連絡案文や病院一覧の作成・掲示
4	保護者からの情報収集・職員間の周知徹底
5	子どもたちにアレルギーについて理解してもらう
6	おやつを提供するときの食器を区別する
7	エピペン®を子どもがどのように携帯しているかを把握する
8	その他
Q12-4	- 子どもがケガをしたときの保険に加入していますか(公費か保護者負担かは問わず)
1	加入している 2 加入していない
Q12-5	子どもがケガをさせたとき、ものを壊したときの保険に加入していますか
1	加入している 2 加入していない
Q13 厚	生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラ
ブ運営指	針」に関連したことについてお聞きします
Q13-1	学童保育の運営は、省令第14条で定められた運営規程に基づいていますか
1	基づいている 2 基づいていない
Q13 - 2	2 省令第17条で定められた苦情への対応をしているか(複数回答可)
1	苦情を受け付けるための窓口、苦情受付担当者が決められている
2	要望や苦情があれば、職員間で共有し、事業内容・保育内容の向上に生かしている
3	対応をしていない

Q13-3 「放課後児童クラブ運営指針」に記された、運営内容の定期的な自己評価をしているか
1 自己評価をしている 2 自己評価をしていない
Q13-4 「放課後児童クラブ運営指針」を学習する機会の有無がありますか
1 学習する機会がある 2 学習する機会がない
Q13-5 「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて、ふりかえりをしているか
■ 1 「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて、ふりかえりをしている
2 ふりかえりをしていない
Q14 父母会・保護者会についてお聞きします
※父母会・保護者会とは 学童保育に通う子どもの保護者が集まってつくり、学童保育を支える組織。公
立公営や法人運営など、運営主体がどこであっても保護者が自主的につくることができます。運営主体
が、保護者をあつめて保育内容の説明や報告などを行う場のことを「保護者会」と呼ぶこともあります
が、これとは区別してください
Q14-1 保護者の自主的な団体・組織としての「父母会・保護者会」はありますか
1 ある 2 ない
【Q14-1で1と回答した方にお聞きします】Q14-2 保護者全員が出席の対象になる父母会の開
催頻度はどのくらいですか
1 月1回程度 2 隔月程度 3 年4回程度
4 年1~2回程度
【Q14-1で1と回答した方にお聞きします】Q14-3 どのようなことが議題・話題になりますか
(複数回答可)
1 保育報告
2 注意事項伝達
3 運営状況報告
4 行事準備
5 保護者交流
6 保育懇談
7 その他
Q14-4 運営主体が、保護者を集めて保育内容の説明や報告を行う場はありますか
1 ある 2 ない
【Q14-1と回答した方にお聞きします】Q145 開催頻度はどのくらいですか
1 月1回程度 2 隔月程度 3 年4回程度
4 年1~2回程度
【児童数 10 人未満の放課後児童クラブにお聞きします】Q15 自治体からの補助金はつぎのいずれ
【児童数 10 人未満の放課後児童クラブにお聞きします】Q15 自治体からの補助金はつぎのいずれを得ていますか
を得ていますか

…調査項目は以上です。ご多忙のところ、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

[回答の方法]

- ◆選択肢から該当するものに○を記入、[]…数値を記入してくだ さい。
- ◆返信用封筒に入れて、7月 10 日(火)までに投函してください。 料金受取人払いですので、切手はいりません。

<この調査の問い合わせ先、調査票の送り先>

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL 03-3813-0477 FAX 03-3813-0765

ホームページ http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou

担当者:佐藤、千葉

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、 学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保 育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765 Eメール zghrk@xui. biglobe. ne. jp HP http://www2s. biglobe. ne. jp/~Gakudou

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催(2021年)

子里休月拍导貝子仪切用	隹(2021 年)	
	日程	開催方法
北海道会場	7月18日(日)	Zoomによるオンライン開催
東北会場	9月19日(日)	Zoomによるオンライン開催
北関東会場	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催
南関東会場	6月6日(日)	Zoomによるオンライン開催
西日本 (愛知)	6月6日(日)	Zoomによるオンライン開催
西日本 (奈良)	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催
西日本 (兵庫)	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催
四国会場	6月27日(日)	Zoomによるオンライン開催
九州会場(福岡)	6月13日(日)	Zoomによるオンライン開催
九州会場 (熊本)	9月12日(日)	Zoomによるオンライン開催

- ◆第55回全国学童保育研究集会in山形 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 2020年10月10日(土)、11日(日) 山形県 山形県体育館、山形大学小白川キャンパス(山形市)
- ◆第54回全国学童保育研究集会in京都の開催 2019年10月19日(土)、20日(日)京都府 京都パルスプラザ、龍谷大学・深草キャンパス(京都市) 3,708名参加
- ◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行(1974年創刊、年間定期購読者約3万7000人)
- ◆実態調査活動 ①学童保育数調査(毎年実施)②学童保育の詳細な実態調査(直近の報告は 2012年、現在、実施中)③指導員の実態調査(最新調査は2014年実施、2015年報告)④都道府 県の単独事業の実施状況調査ほか
- ◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>
- 2015年 『解説と資料 新制度で大きく変わる学童保育』『学童保育ハンドブック』第2次改定版 『学童保育指導員の実態調査報告2015』
- 2016年 『学童保育情報2016-2017』
- 2017年 『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事』『学童保育情報2017-2018』
- 2018年 『学童保育の安全対策・危機管理~「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き~』 『学童保育情報2018-2019』
- 2019年 『全訂 学童保育ハンドブック』((株)ぎょうせい)『改訂・テキスト 学童保育指導員の 仕事【増補版】』『学童保育情報2019-2020』

2020年 『学童保育情報2020-2021』

- ◆政府や国会、関係団体への陳情など
- ◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動 提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」「指導員の研 修課目(試案)」などをまとめ、発表しています。

本調査の成果を引用・転載、研修用資料等に使用する場合は、事前に全国学童保育連絡協議会 (TEL 03-3813-0477) までご連絡ください。